

光ファイバーアクセスサービス契約約款

(揭示約款)

平成 29 年 9 月 1 日現在

株式会社ケイ・オプティコム

目 次

約 款

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 光ファイバーアクセスサービスの種類など	3
第4条 光ファイバーアクセスサービスの種類	
第5条 光ファイバーアクセスサービスの品目	
第6条 データ伝送速度の制限	
第3章 光ファイバーアクセスサービスの通信モード	4
第7条 光ファイバーアクセスサービスの通信モード	
第4章 光ファイバーアクセスサービスの提供区域	5
第8条 光ファイバーアクセスサービスの提供区域	
第5章 契約	6
第9条 契約の単位	
第10条 契約者回線の終端	
第11条 光ファイバーアクセスサービス取扱局	
第12条 光ファイバーアクセスサービス契約申込の方法	
第13条 光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾	
第14条 最低利用期間	
第15条 利用の休止	
第16条 削除	
第17条 品目などの変更	
第18条 契約者回線の移転など	
第19条 契約者回線の利用の一時中断	
第20条 その他の光ファイバーアクセスサービス契約内容の変更	
第21条 利用権の譲渡	
第22条 光ファイバーアクセスサービス契約者が行う光ファイバーアクセスサービス 契約の解除	
第22条の2 初期契約解除	
第23条 当社が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除	
第24条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	
第25条 その他の提供条件	
第6章 付加機能	12

第1節 付加機能の提供	
第26条 付加機能の提供	
第27条 付加機能の廃止	
第2節 削除	
第28条 削除	
第28条の2 削除	
第28条の3 削除	
第28条の4 削除	
第28条の5 削除	
第28条の6 削除	
第7章 回線終端装置などの提供など	13
第29条 回線終端装置などの提供	
第30条 回線終端装置の移転など	
第31条 回線終端装置などの利用中止	
第8章 回線相互接続	14
第32条 当社または他社の電気通信回線との接続	
第9章 利用中止など	15
第33条 利用中止	
第34条 利用停止	
第10章 通信	16
第35条 通信利用の制限	
第35条の2 同上	
第35条の3 情報通信量の測定など	
第36条 契約者回線による制約	
第37条 削除	
第38条 削除	
第11章 料金など	18
第1節 料金および工事などに関する費用	18
第39条 料金および工事などに関する費用	
第2節 料金などの支払義務	18
第40条 利用料の支払義務	
第41条 削除	
第42条 工事費の支払義務	
第3節 料金の計算方法など	19
第43条 料金の計算方法など	

第4節	割増金および延滞利息	20
第44条	割増金	
第45条	延滞利息	
第5節	情報提供事業者に係る債権の譲受など	20
第46条	情報提供事業者に係る債権の譲受など	
第47条	情報提供事業者が定める料金などの滞納通知	
第12章	保守	21
第48条	当社の維持責任	
第49条	契約者の維持責任	
第50条	契約者の切分責任	
第51条	修理または復旧の順位	
第13章	損害賠償	23
第52条	責任の制限	
第53条	免責	
第14章	雑則	25
第54条	承諾の限界	
第55条	利用に係る光ファイバーアクセスサービス契約者の義務	
第56条	インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結	
第57条	光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供など	
第58条	光ファイバーアクセスサービス契約者に係る情報の利用	
第59条	技術的事項および技術資料の閲覧	
第60条	情報などの削除など	
第61条	法令に規定する事項	
第62条	閲覧	
第63条	手続きに関する料金の支払義務	
第64条	附帯サービス	
第65条	専属的合意管轄裁判所	
第66条	サービスの終了	
第67条	eoIDの提供	
別表		
別表	光ファイバーアクセスサービスにおける基本的な技術的事項	29
別記		30
1	光ファイバーアクセスサービスの提供区域	
2	光ファイバーアクセスサービス契約者の氏名などの変更	
3	光ファイバーアクセスサービス契約者の地位の承継	

- 4 光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供など
- 5 自営端末設備の接続
- 6 自営端末設備に異常がある場合などの検査
- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査
- 9 ドメイン名に係る申請手続きの代行など
- 10 削除
- 11 新聞社などの基準
- 12 技術資料の項目
- 13 光ファイバーアクセスサービスにおける禁止事項
- 14 光ファイバーアクセスサービスの提供に係る工事費の減額
- 15 削除
- 16 削除

料金表	35
通 則	36
第1表 料金	38
第2表 回線終端装置など使用料	58
第3表 工事に関する費用	59
第4表 事務手数料	62
第5表 附帯サービスに係る料金	65
附 則	67

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この光ファイバーアクセスサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより光ファイバーアクセスサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の光ファイバーアクセスサービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 光ファイバーアクセス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属をいいます。以下同じとします。）
4 光ファイバーアクセスサービス	光ファイバーアクセスを使用して行う電気通信サービス
5 光ファイバーアクセスサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光ファイバーアクセスサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 光ファイバーアクセスサービス取扱所	(1) 光ファイバーアクセスサービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により光ファイバーアクセスサービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 取扱局交換設備	光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備などを含みます。）
8 光ファイバーアクセスサービス契約	当社から光ファイバーアクセスサービスの提供を受けるための契約
9 光ファイバーアクセスサービス契約者	当社と光ファイバーアクセスサービス契約を締結している者
10 契約者回線	光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて光ファイバーアクセスサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と、光ファイバーアクセスサービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
11 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者または事

	業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
13 契約者回線など	(1) 契約者回線 (2) その他当社が必要により設置する電気通信設備
14 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービスなど(以下「JPRS など」といいます。)によって割当てられる組織を示す名称
15 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
16 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
17 自営端末設備	光ファイバーアクセスサービス契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 技術基準等	端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)及び端末設備等の接続に係る光ファイバーアクセスサービスにおける基本的技術事項
20 引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱など
21 引込線	契約者回線のうち、引込柱から当社が提供する端末設備までの間の線路
22 消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光ファイバーアクセスサービスの種類など

(光ファイバーアクセスサービスの種類)

第4条 光ファイバーアクセスサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
光ファイバーアクセスサービス	光ファイバーケーブル方式により契約者回線を設置して提供する光ファイバーアクセスサービス

(光ファイバーアクセスサービスの品目)

第5条 光ファイバーアクセスサービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

(データ伝送速度の制限)

第6条 1の契約者回線において、当社の光ファイバーアクセスサービスの提供、他の契約者の光ファイバーアクセスサービスの利用または当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝送速度を制限する場合があります。

第3章 光ファイバーアクセスサービスの通信モード

(光ファイバーアクセスサービスの通信モード)

第7条 光ファイバーアクセスサービスには、次の通信モードがあります。

種 類	内 容
データモード	符号または映像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの

第4章 光ファイバーアクセスサービスの提供区域

(光ファイバーアクセスサービスの提供区域)

第8条 当社の光ファイバーアクセスサービスは、当社が別に定める提供区域において提供します。

(注) 本条に規定する提供区域は、別記1に定めるものとします。

第5章 契約

(契約の単位)

第9条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の光ファイバーアクセスサービス契約を締結します。この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、1の光ファイバーアクセスサービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第10条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が指定した場所内の建物もしくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、光ファイバーアクセスサービス契約者と協議します。

(光ファイバーアクセスサービス取扱局)

第11条 契約者回線は、その契約者回線の終端のある光ファイバーアクセスサービス取扱局に收容します。

2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上および光ファイバーアクセスサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、光ファイバーアクセスサービス取扱局を変更することがあります。

(注) 本条に規定する別に定める規定による場合とは、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧する場合とします。

(光ファイバーアクセスサービス契約申込の方法)

第12条 光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を光ファイバーアクセスサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップその他当社所定の方法により光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みをするときは、この限りではありません。

(1) 光ファイバーアクセスサービスの種類

(2) 光ファイバーアクセスサービスの通信モード、品目など

(3) その他光ファイバーアクセスサービス契約申込の内容を特定するために必要な事項

ただし、契約申込者が所有または占有する敷地、家屋または構築物に、賃貸借人その他契約者回線の設置に関する利害に係る者（以下「利害関係人」といいます。）がいる場合には、契約申込者には、契約申込書のほかに、当社所定の書面により、利害関係人の承諾書を提出していただきます。

(光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾)

第13条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。また、当社はその場合、契約者回線などに係る工事の承諾を得たものとみなします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (2) 申し込みのあった契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 申し込みをした者が光ファイバーアクセスサービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申し込みのあった契約者回線の終端場所が、当社が別に定める設置対象基準に該当しないとき。
 - (5) その他光ファイバーアクセスサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。
 - (6) 申し込みをした者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などにおいて、利害関係人がいる場合であって、当社所定の書面による利害関係人からの承諾が得られないとき。
- 3 当社は、第1項の規定により光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みを承諾した場合は、当社が別に定める方法により、その契約内容を通知します。

(最低利用期間)

- 第14条 光ファイバーアクセスサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した日が属する料金月の翌料金月から起算して1年間とします。
 - 3 光ファイバーアクセスサービス契約者は、前項の最低利用期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除または品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに料金表第1表（料金）に規定する額を一括して支払っていただきます。
ただし、第22条の2（初期契約解除）に規定する初期契約解除が適用された場合、および第24条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）第1項の規定により光ファイバーアクセスサービス契約が解除となる時は、この限りではありません。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めによることによります。

(注) 本条第2項に規定する光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した日とは、契約者回線に係る工事を完了した日とします。なお、承諾した日の翌日よりサービスの提供開始日とします。

ただし、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、契約者回線に係る工事を完了した日の翌々日以降にサービスの提供開始日を変更する場合があります。

(利用の休止)

- 第15条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、光ファイバーアクセスサービス（データモードであって、プラン1およびプラン5に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）の利用の休止（契約者回線および付加機能の設定を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。なお、利用休止期間は、利用を休止した日から起算して1年間とします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用の休止の請求を承諾しないことがあります。
 - (1) 最低利用期間の満了前であるとき。

- (2) 光ファイバーアクセスサービスの利用を再開された日から1年間を経過していないとき。
- (3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。
- 3 利用休止は、光ファイバーアクセスサービス契約者が指定する1の契約者回線ごとに適用します。
ただし、当社のIP電話サービス契約を締結している場合には、当該光ファイバーアクセスサービス契約のみの利用休止の適用は行いません。
- 4 当社は、利用休止期間満了日までに、光ファイバーアクセスサービスの利用を休止した光ファイバーアクセスサービス契約者から利用再開の請求がない場合は、その翌日から利用再開の運用に変更して適用します。

第16条 削除

(品目などの変更)

第17条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービスの品目などの変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転など)

第18条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、契約者回線の移転などの請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の利用の一時中断)

第19条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の光ファイバーアクセスサービス契約内容の変更)

第20条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、第12条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の方法）第3号に規定する光ファイバーアクセスサービス契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第13条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡)

第21条 光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権（光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて光ファイバーアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により光ファイバーアクセスサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができるものとします。

また当社は、当社の判断において、当事者の連署または譲渡があったことを証明できる書類の添付を不要とすることがあります。

- 2 当社は、前項の規定により光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - (1) 光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権を譲り受けようとする者が光ファイバーアクセスサービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) その光ファイバーアクセスサービス契約に係る契約者回線などを継続利用されないとき。
 - (3) その他当社が指定する条件を満たさないとき。
- 3 光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、光ファイバーアクセスサービス契約者の有していた光ファイバーアクセスサービスに係る権利および義務（第46条（情報提供事業者に係る債権の譲受など）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。）のうち当社が認める範囲に限り承継するものとします。なお、譲渡に関し当事者間で紛争が生じた場合は、譲受人の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

（光ファイバーアクセスサービス契約者が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除）

- 第22条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ光ファイバーアクセスサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
- 2 光ファイバーアクセスサービス契約を解除する場合、光ファイバーアクセスサービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、光ファイバーアクセスサービス契約者が負担するものとします。
 - 3 光ファイバーアクセスサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第3表（工事費の支払義務）に定める工事費の支払いを要します。

（初期契約解除）

- 第22条の2 光ファイバーアクセスサービス契約者は、第13条第3項の規定による通知の受領後、8日を経過するまでは、その光ファイバーアクセスサービス契約、品目などの変更、もしくは利用の休止の申し込み、または料金表第1表（料金）に規定する継続利用申出、もしくは長期継続利用申出の撤回（以下「初期契約解除」といいます）を行うことができます。
- 2 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービス契約などの初期契約解除を行おうとするときは、当社所定の方法により光ファイバーアクセスサービス取扱所に請求していただきます。
 - 3 光ファイバーアクセスサービスの提供にかかる工事などの着手後に初期契約解除が適用された場合は、光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金表第3表（工事に関する費用）に規定する工事費の額を上限とし、当社が既に実施した工事などに要した費用ならびに当該契約者回線の廃止に要する費用、および料金表第4表（事務手数料）に規定する事務手数料などの支払いを要します。また、光ファイバーアクセスサービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、光ファイバーアクセスサービス契約者が負担するものとします。

（当社が行う光ファイバーアクセスサービス契約の解除）

第 23 条 当社は、第 34 条（利用停止）各号の規定により光ファイバーアクセスサービスの利用停止をされた光ファイバーアクセスサービス契約者がなおその事実を解消しないとき、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が第 34 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が光ファイバーアクセスサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、光ファイバーアクセスサービスの利用停止をしないでその光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前項の規定の他に技術上その他の理由で光ファイバーアクセスサービスを提供することが著しく困難になった場合は、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。

4 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が、第 18 条（契約者回線の移転など）により、契約者回線の移転などの請求を行い、当社が第 13 条（光ファイバーアクセスサービス契約申込の承諾）の規定に準じて承諾した場合であっても、当該契約者回線の移転などの手続きの遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。

5 当社は、前 4 項の規定により、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ファイバーアクセスサービス契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

6 第 1 項から第 4 項の解除にあたり、光ファイバーアクセスサービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、光ファイバーアクセスサービス契約者が負担するものとします。

7 光ファイバーアクセスサービス契約の解除に伴い、当社が契約の解除をする者は、料金表第 3 表（工事費の支払義務）に定める工事費の支払いを要します。

8 第 1 項および第 2 項により光ファイバーアクセスサービス契約の解除後、当社が別に定める期日までにその契約解除された光ファイバーアクセスサービスについて、光ファイバーアクセスサービス契約者が解除の事由となったその事実を解消し、当社がその事実を確認する事ができ、かつ、光ファイバーアクセスサービス契約者からのその光ファイバーアクセスサービスを継続して利用する申し出があり、当社が承諾した場合は、光ファイバーアクセスサービスの料金その他の債務に加え、料金表 第 4 表に定める事務手数料の支払いを行う事により、その解除となった光ファイバーアクセスサービス契約の契約内容を引き継ぎ、光ファイバーアクセスサービスの利用を再開できるものとします。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第 24 条 当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線の利用の一時中断の請求があったときを除き、その契約者回線に係る光ファイバーアクセスサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、その光ファイバーアクセスサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ファイバーアクセスサービス契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第 25 条 光ファイバーアクセスサービス契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記2および別記3に定めるものとします。

第6章 付加機能

第1節 付加機能の提供

(付加機能の提供)

第26条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した光ファイバーアクセスサービス契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど、光ファイバーアクセスサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 削除

(付加機能の廃止)

第27条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている光ファイバーアクセスサービス契約者から、光ファイバーアクセスサービス契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったとき。
- 2 当社は、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の廃止を行うことがあります。

第2節 削除

第28条 削除

第28条の2 削除

第28条の3 削除

第28条の4 削除

第28条の5 削除

第28条の6 削除

第7章 回線終端装置などの提供など

(回線終端装置などの提供)

第29条 当社は、光ファイバーアクセスサービスの提供に必要となる回線終端装置を、料金表第2表(回線終端装置など使用料)に定めるところにより当社が提供します。

2 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、端末設備を料金表第2表(回線終端装置など使用料)に定めるところにより当社が提供します。

(回線終端装置の移転など)

第30条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、当社が提供する回線終端装置の移転などを行います。

(回線終端装置などの利用中止)

第31条 当社は、回線終端装置などの保守上または工事上やむを得ないときは、回線終端装置などの利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により回線終端装置などの利用を中止するときは、あらかじめそのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 保守上または工事上やむを得ないときとは、光ファイバーアクセスサービスの円滑な提供に支障がある場合もしくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、当社が実施する回線終端装置などの交換などについて、光ファイバーアクセスサービス契約者に承諾を求めることがあります。

この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に回線終端装置などの利用の中止を実施します。

第8章 回線相互接続

(当社または他社の電気通信回線との接続)

第32条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、当社所定の方法により、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を光ファイバーアクセスサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款および料金表によりその接続が制限される場合またはその他社回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第9章 利用中止など

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、その光ファイバーアクセスサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第35条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバーアクセスサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 保守上または工事上やむを得ないときとは、光ファイバーアクセスサービスの円滑な提供に支障がある場合もしくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、当社が実施する電気通信設備の工事などについて、光ファイバーアクセスサービス契約者に承諾を求めることがあります。

この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に光ファイバーアクセスサービスの利用の中止を実施します。

(利用停止)

第34条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内に当社が定める期間（その光ファイバーアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった光ファイバーアクセスサービスの料金、工事に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金、その他の債務が支払われるまでの間）、その光ファイバーアクセスサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 光ファイバーアクセスサービス契約に関して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (3) 第55条（利用に係る光ファイバーアクセスサービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線から取り外さなかったとき。
- (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であって、光ファイバーアクセスサービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備などに著しい支障を及ぼし、またはこれを及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により光ファイバーアクセスサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。

(注) 本条第1項第5号に規定する別に定める規定は、別記6および別記8に定めるものとします。

(注) 本条第1項第6号に規定するこの約款の規定に反する行為とは、別記13に定めます。

第 10 章 通信

(通信利用の制限)

第 35 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときまたはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 光ファイバーアクセスサービス契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。
- 4 着信が制限されるときは、通信が相手先に着信しないときがあります。
- 5 削除

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記 11 に定めるものとします。

(注) 本条に規定する別に定める通信は、別記 15 に定めるものとします。

第 35 条の 2 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載する Web サイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、光ファイバーアクセスサービス契約者が当該 Web サイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該 Web サイトの閲覧を制限する場合があります。

- 2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報について

も閲覧できない状態に置く場合があります。

3 本条第1項および第2項の規定により光ファイバーアクセスサービス契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(注) 本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

(注) 本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

(情報通信量の測定など)

第35条の3 情報通信量の測定などについては、料金表第一表(料金)に定めるところによります。

(契約者回線による制約)

第36条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款および料金表の定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、光ファイバーアクセスサービスを利用することはできません。

第37条 削除

第38条 削除

第 11 章 料金など

第 1 節 料金および工事などに関する費用

(料金および工事などに関する費用)

第 39 条 当社が提供する光ファイバーアクセスサービスの料金などは、料金表に定めるところによりま
す。

第 2 節 料金などの支払義務

(利用料の支払義務)

第 40 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて
当社が光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日（付加機能の提供についてはその提供を開始
した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日まで
の期間（提供を開始した日と解除または廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）に
ついて、当社が提供する光ファイバーアクセスサービスの態様に応じて料金表第 1 表（料金）および料
金表第 2 表（回線終端装置など使用料）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「利用
料」といいます。）の支払いを要します。ただし、第 22 条の 2（初期契約解除）に規定する初期契約解
除が適用された場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断などにより光ファイバーアクセスサービスを利用することがで
きない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、光ファイバーアクセスサービス契約者は、その期間中の利用料の支
払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、光ファイバーアクセスサービス契約者は、その期間中の利用料の支払い
を要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、光ファイバーアクセスサービス契約者は、次の場合を除き、光ファイバ
ーアクセスサービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 光ファイバーアクセスサービス契約者の責めに よらない理由により、光ファイバーアクセスサー ビスを全く利用できない状態（その契約に係る電 気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生 じ、全く利用できない状態と同程度の状態とな る場合を含みます。）が生じた場合（2 欄に該 当する場合を除きます。）に、そのことを当社 が知った時刻から起算して、24 時間以上その 状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用 できなかった時間（24 時間の倍数である 部分に限ります。）について、24 時間ごと に日数を計算し、その日数に対応するその 光ファイバーアクセスサービスについて の利用料
2 契約者回線の移転に伴って、光ファイバーア クセスサービスを利用できなくなった期間が生 じたとき（光ファイバーアクセスサービス契 約者の都合により光ファイバーアクセスサー ビスを利用しな	利用できなくなった日から起算し、再び利 用できる状態とした日の前日までの日数 に対応するその光ファイバーアクセスサ ービスについての利用料

<p>った場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	
<p>3 当社の保守上または工事上やむを得ない事情により、回線終端装置などの交換もしくは電気通信設備の工事について、光ファイバーアクセスサービス契約者にその交換もしくは工事について承諾を求めた場合であって、その承諾もしくは一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合において、第31条（回線終端装置などの利用中止）および第33条（利用中止）の規定により、利用の中止を実施したとき。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光ファイバーアクセスサービスについての利用料</p>

- 3 当社の故意または重大な過失により光ファイバーアクセスサービスを全く利用できない状態が生じた場合は、前項の規定は適用しません。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた利用料がすでに支払われているときは、その料金を返還しません。
- 5 前4項に定めるほか、光ファイバーアクセスサービス契約者（データモードであって、プラン1のコース5またはプラン5のコース5を利用する者に限ります。）は、その契約者回線と契約者回線などまたは相互接続点との間において行われた通信（その光ファイバーアクセスサービス契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した情報通信量と料金表第一表（料金）の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要します。
- 6 第2項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）および料金表第2表（回線終端装置など使用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第41条 削除

（工事費の支払義務）

第42条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みまたは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取り消し（以下この節において「解除など」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

第3節 料金の計算方法など

（料金の計算方法など）

第43条 料金の計算方法並びに料金および工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金および延滞利息

(割増金)

第44条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）のほか、その免れた額の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第45条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

- 2 第22条の2（初期契約解除）に規定する初期契約解除の適用により、支払いを要する事となった料金その他の債務（延滞利息を除きます。）に対する延滞利息については前項の規定に関わらず、商事法定利率に基づき計算します。

第5節 情報提供事業者に係る債権の譲受など

(情報提供事業者に係る債権の譲受など)

第46条 情報提供事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）と有料情報サービスなど（光ファイバーアクセスサービスを利用することにより有料で情報などの提供を受けることができるサービスをいいます。以下この条において同じとします。）に係る契約を締結している光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用する契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その利用規約に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた情報提供事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社および情報提供事業者は、光ファイバーアクセスサービス契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 2 当社は、有料情報サービスなどで提供される情報の内容など当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 3 第1項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する光ファイバーアクセスサービスの料金とみなして取り扱います。

(情報提供事業者が定める料金などの滞納通知)

第47条 当社は、前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないときは、その料金の支払いがない旨などを情報提供事業者に通知することがあります。

第 12 章 保守

(当社の維持責任)

第 48 条 当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 49 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 50 条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、当社光ファイバーアクセスサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、当社は、光ファイバーアクセスサービス取扱局において試験を行い、その結果を光ファイバーアクセスサービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、光ファイバーアクセスサービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、光ファイバーアクセスサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備または自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している光ファイバーアクセスサービス契約者は適用しません。

(修理または復旧の順位)

第 51 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合には、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 35 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの

	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記11に定めるものとしします。

(注) 当社は当社の設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的に光ファイバーアクセスサービス取扱局を変更することがあります。

第 13 章 損害賠償

(責任の制限)

第 52 条 当社は、光ファイバーアクセスサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光ファイバーアクセスサービスが全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、光ファイバーアクセスサービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光ファイバーアクセスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。)に対応する当該光ファイバーアクセスサービスに係る料金表第 1 表(料金)および料金表第 2 表(回線終端装置など使用料)に規定する利用料(その光ファイバーアクセスサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(注 1) 料金表第 1 表(料金)に規定する情報通信量に応じた加算料については、光ファイバーアクセスサービスを全く利用できない状態が連続した期間の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均加算料(情報通信量に応じた加算料に限ります。この場合において、前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として光ファイバーアクセスサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均加算料(情報通信量に応じた加算料に限ります)とします。)により算出します。

3 本条第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあつては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意または重大な過失により光ファイバーアクセスサービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 53 条 当社は、光ファイバーアクセスサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあつて、光ファイバーアクセスサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物などに損害を与えた場合に、それが電気通信設備撤去などの塗装剥離など、やむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款などの変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下この条において「改造など」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

ただし、別表に定める光ファイバーアクセスサービスにおける基本的な技術的事項(以下この条において「技術的事項」といいます。)の規定の変更(取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造などを要する場合は、当社は、その改造などに要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービスを利用することにより得た情報など(コンピュータープログラムを含みます。)について何らの責任も負わないものとします。

また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負わないものとします。

4 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止もしくは削除されたこと、または掲載停止もしくは削除されなかったことに起因して、当該光ファイバーアクセスサービス契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由の何処にかかわらず、一切責任を負わないものとします。

5 当社は、別記 17 に規定する情報通信量の確認において、当社はその確認などは光ファイバーアクセス

契約者が行ったものとみなし、その確認などに伴い損害が生じたとしても、理由の何処にかかわらず、一切責任を負わないものとします。

6 光ファイバーアクセスサービス契約者が、光ファイバーアクセスサービスの利用に関連し、他の光ファイバーアクセスサービス契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の光ファイバーアクセスサービス契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該光ファイバーアクセスサービス契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第14章 雑則

(承諾の限界)

第54条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど、光ファイバーアクセスサービス契約に関する当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る光ファイバーアクセスサービス契約者の義務)

第55条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が光ファイバーアクセスサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 光ファイバーアクセスサービス契約に関する当社の業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ファイバーアクセスサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品などを取り付けないこと。
- (4) 当社の承諾を得ることなく、光ファイバーアクセスサービスを利用している場所（光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービスの申し込みの際に指定した光ファイバーアクセスサービスを利用する住居または建物もしくは構築物内の場所とします）から、自営電気通信設備、またはその他回線を設置し、もしくは不正アクセス行為を助長するなどの行為を行うことにより、光ファイバーアクセスサービスを利用している場所の外で第三者が、光ファイバーアクセスサービスを利用できる状態としないこと。
また、光ファイバーアクセスサービスを利用している場所であっても、当社の承諾を得ることなく、第三者が光ファイバーアクセスサービスを利用できる状態としないこと。
- (5) 当社が光ファイバーアクセスサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (6) 削除
- (7) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、または法令に反する態様で光ファイバーアクセスサービスを利用しないこと。
なお、別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 光ファイバーアクセスサービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。

(注1) 本条第1項に規定する第三者とは、光ファイバーアクセスサービス契約者が光ファイバーアクセスサービスの申し込みの際に指定した光ファイバーアクセスサービスを利用する場所（住居または

建物もしくは構築物内の場所)に居住もしくは勤務する者以外とします。

ただし、集合住宅または寮もしくはこれに類する住居または建物もしくは構築物については、居住する者であっても、光ファイバーアクセスサービス契約者との賃貸借契約などにより、光ファイバーアクセスサービスを利用する場所以外に居住する者は第三者とみなします。

(注 2) 本条第 1 項に規定する別に定める禁止事項とは、別記 13 に定めるところによります。

(インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結)

第 56 条 当社は、この約款の規定による光ファイバーアクセスサービスを本邦内に限り提供します。

2 相互接続点または NSPIXP (WIDE プロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下この条において同じとします。)との接続点において接続を行う場合に、当社が提供する光ファイバーアクセスサービスの範囲は、その相互接続点または NSPIXP との接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点または NSPIXP との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

3 光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みの承諾を受けた者は、当社が別に定めるところによるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その光ファイバーアクセスサービス契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づきその料金を請求することを承認していただきます。

(光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など)

第 57 条 光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供などについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 4 に定めるところによります。

(光ファイバーアクセスサービス契約者に係る情報の利用)

第 58 条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、光ファイバーアクセスサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、光ファイバーアクセスサービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(技術的事項および技術資料の閲覧)

第 59 条 光ファイバーアクセスサービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定する光ファイバーアクセスサービス取扱所において、光ファイバーアクセスサービスを利用するうえで参考となる当社が別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(注) 本条第2項に規定する別に定める事項は、別記12に定めるところによります。

(情報などの削除など)

第60条 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者の利用が当社が別に定める禁止事項の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求などが為され、かつ当社が必要と認められた場合、またはその他の理由で光ファイバーアクセスサービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該光ファイバーアクセスサービス契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 当社が別に定める禁止事項の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレームなどの解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 光ファイバーアクセスサービス契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、光ファイバーアクセスサービス契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

2 前項の措置は光ファイバーアクセスサービス契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める禁止事項とは、別記13に定めるところによります。

(法令に規定する事項)

第61条 光ファイバーアクセスサービスの提供または利用にあたり、法令に規定がある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に規定がある事項については、別記5から別記8に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供しません。

(手続きに関する料金の支払義務)

第63条 光ファイバーアクセスサービス契約者は、光ファイバーアクセスサービスに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表(事務手数料)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(附帯サービス)

第64条 光ファイバーアクセスサービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記9および別記10に定めるところによります。

(専属的合意管轄裁判所)

第65条 光ファイバーアクセスサービス契約者と当社との間における一切の訴訟については、大阪地方

裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(サービスの終了)

第 66 条 当社は、次の場合には、光ファイバーアクセスサービスを終了することがあります。

- (1) 光ファイバーアクセスサービスを提供するための当社電気通信設備の劣化などにより、安定した光ファイバーアクセスサービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
 - (2) 当社が提供する他のサービスに伴い、光ファイバーアクセスサービスの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。
 - (3) 経営上、技術上などの理由により光ファイバーアクセスサービスが適正かつ正常な提供ができなくなりサービスの運営が事実上不可能になったとき。
 - (4) その他の理由で光ファイバーアクセスサービスが提供できなくなったとき。
- 2 当社は、前項の規定により光ファイバーアクセスサービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などを契約者に通知します。

ただし、第 20 条（その他の光ファイバーアクセスサービス契約内容の変更）および別記 2（光ファイバーアクセスサービス契約者の氏名などの変更）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には通知を行ったものとみなします。

(eoID の提供)

第 67 条 当社は、光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した場合は、光ファイバーアクセスサービス契約者に対し、1 の eoID を提供します。ただし、既に eoID を保有している場合は、この限りではありません。

- 2 eoID の利用および取り扱いにかかる諸規定は、当社が別に定める eoID 利用規約において定めます。光ファイバーアクセスサービス契約者は、eoID を取得した時点で eoID 利用規約に同意するものとします。

別表 光ファイバーアクセスサービスにおける基本的な技術的事項

光ファイバーアクセスサービス

品目	物理的条件	相互接続回路
100Mbps	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 または IEEE802.3 10BASE-T 準拠
200Mbps、 1000Mbps		IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 または IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 または IEEE802.3 10BASE-T 準拠

別 記

1 光ファイバーアクセスサービスの提供区域

光ファイバーアクセスサービスの提供区域は、次に掲げる府県とします。

府 県 の 区 域
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部

ただし、当社のネットワークの構成上、上記表内であっても、サービスの提供ができない地域があります。

2 光ファイバーアクセスサービス契約者の氏名などの変更

- (1) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所または料金など請求書の送付先の変更があったときは、そのことを速やかに光ファイバーアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 光ファイバーアクセスサービス契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併により光ファイバーアクセスサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかに光ファイバーアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 光ファイバーアクセスサービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この別記4において同じとします。）または建物内において、当社が提供する契約者回線および電気通信設備を設置するために必要な場所は、その光ファイバーアクセスサービス契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が、光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、光ファイバーアクセスサービス契約者から提供していただきます。
- (3) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、契約者回線の終端のある構内または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために特別な設備を要する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続を請求していただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第

- 104 条第 7 項において準用する場合を含む。) または同法第 65 条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
 - (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - (5) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号)第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。
 - ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
 - (6) 光ファイバーアクセスサービス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
 - (7) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、光ファイバーアクセスサービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、光ファイバーアクセスサービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当す

- るときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 光ファイバーアクセスサービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合などの検査）の規定に準じて取り扱います。

9 ドメイン名に係る申請手続きの代行など

- (1) 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者から請求があったときは、その光ファイバーアクセスサービス契約者に代わって株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にその契約者回線で使用するドメイン名（JPRSによって割当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）の割当て、変更もしくは廃止の申請手続きなどを行います。この場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、JPRSに対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。
- (2) (1)の場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金表第5表（附帯サービスに係る料金）に規定するドメイン名申請手数料またはその他手数料を支払っていただきます。
- (3) 光ファイバーアクセスサービス契約者は、ドメイン名を利用している場合において、光ファイバーアクセスサービス契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったときは、そのドメイン名について、速やかに指定事業者（JPRSに対しドメイン名に係る申請手続きなどの代行を行う事業者であって、JPRSが定めるものをいいます。以下この別記9において同じとします。）の変更またはドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (4) (3)の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更またはドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行います。

10 削除

11 新聞社などの基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを

	<p>目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。</p>
2 放送事業者	<p>放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）</p>
3 通信社	<p>新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社</p>

12 技術資料の項目

<p>自営端末設備または自営電気通信設備に係る技術条件</p> <p>(1) 物理的条件</p> <p>(2) 電気的条件</p> <p>(3) 論理的条件</p>
--

13 光ファイバーアクセスサービスにおける禁止事項

契約者は、光ファイバーアクセスサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用をき損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為、または犯罪に結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物などである疑いがあるものとして告示により広告などを広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行なう行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
- (9) 光ファイバーアクセスサービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (10) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして光ファイバーアクセスサービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラムなどを送信し、またはこれを他人が受信可能な状態のまま放

置する行為

- (12)画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとする
ことに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
- (13)人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14)不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (15)当社もしくは、他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与
えるおそれのある行為
- (16)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17)違法行為（けん銃などの譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、
殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
- (18)人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19)人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (20)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを
張る行為
- (21)その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (22)偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (23)インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営、もしくは利用により法令に違
反する行為、またはそのおそれのある行為
- (24) 削除
- (25) 削除
- (26) 削除
- (27) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う
行為
- (28)その他、当社が不適切と判断する行為

14 光ファイバーアクセスサービスの提供に係る工事費の減額

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 当社は、当社の I P 電話サービス契約を締結している者が光ファイバーアクセスサービス（デ
ータモードのものに限ります。）の契約申込を行う場合は、初回料金請求時に料金表第 3 表（工
事に関する費用） 2（工事費の額）(1)に規定する額に代えて 0 円を適用します。

15 削除

16 削除

17 光ファイバーアクセスサービスの提供に係る情報通信量の確認

光ファイバーアクセス契約者は、当社が別に定める認証方式により、光ファイバーアクセスサー
ビス（データモードのものに限ります。）情報通信量の確認などを行うことができます。

料 金 表

料 金 表

通 則

(料金表の適用)

- 1 光ファイバーアクセスサービスに関する料金および工事に関する費用は、この光ファイバーアクセスサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法など)

- 2 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者がその光ファイバーアクセスサービス契約に基づいて支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社が光ファイバーアクセスサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割りします。ただし、データモードであって、プラン1のコース5またはプラン5のコース5のものに係る情報通信量に応じた加算料については、次の(1)から(3)の規定にかかわらず、利用の解除または廃止があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、日割りは行いません。
 - (1) 料金月の初日以外の日に光ファイバーアクセスサービスの提供の開始（付加機能の提供についてはその提供を開始した日）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に光ファイバーアクセスサービスの解除（付加機能についてはその廃止があった日）があったとき。
 - (3) 料金月の初日に光ファイバーアクセスサービスの提供の開始（付加機能の提供についてはその提供を開始した日）を行い、その日にその契約の解除（付加機能についてはその廃止があった日）があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の利用料は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日に光ファイバーアクセスサービスの品目などの変更などにより月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の利用料などは、その増加または減少があった日から適用します。ただし、プラン1またはプラン5に係る光ファイバーアクセスサービス契約（データモードに限ります。）に限っては、その増加または減少があった日の属する暦月の翌暦月から適用します。
 - (6) 第40条（利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 6の規定に基づく起算日に変更があったとき。
- 4 3の規定による利用料の日割りは暦日数により行います。この場合、第40条（利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 第52条(責任の制限)第3項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定にあたっては、2および3の規定に準じて取り扱います。
- 6 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約に関する当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更する場合があります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

- 8 光ファイバーアクセスサービス契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに当社が定める方法により、当社が指定する光ファイバーアクセスサービス取扱所または金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 9 料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8および9の規定にかかわらず、光ファイバーアクセスサービス契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11で規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 12 光ファイバーアクセスサービスに関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この約款の規定により支払いを要することとなった料金または工事に関する費用については、この料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金などの臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金などの減免を行ったときは、関係の光ファイバーアクセスサービス取扱所に掲示するなどの方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

1 適用

光ファイバーアクセスサービスに係る料金の適用については、第40条（利用料の支払義務）および第41条（通信料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容		
(1) 品目に係る料金の適用	ア 当社は光ファイバーアクセスサービス（データモードに係るものに限ります。）の料金を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。		
	(ア) プラン1に係るもの		
	品 目	内 容	
	100 Mbps	コー ス1	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		削除	
	1000 Mbps	コー ス5	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		削除	
	1000 Mbps	コー ス4	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	備考 光ファイバーアクセスサービス契約者は、同一月において複数回のコース変更の請求を行うことはできません。		
	(イ) 削除		
	(ウ) 削除		
	(エ) 削除		
	(オ) プラン5に係るもの		
	品 目	内 容	
	100 Mbps	コー ス1	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
削除			
1000 Mbps	コー ス5	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	削除		
1000 Mbps	コー ス4	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
備考			

	<p>1 プラン5は、同一の建物内に当社が指定する契約者回線の数が終端されるものであって、その建物内の共用部分に分岐装置を設置して提供するものに限りです。</p> <p>(注) 当社が指定する同一の建物内に終端される契約者回線の数は、4から29までとします。</p> <p>2 光ファイバーアクセスサービス契約者は、同一月において複数回のコース変更の請求を行うことはできません。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ 光ファイバーアクセスサービスに係る通信は、契約者回線など（契約者回線、相互接続点（インターネット接続事業者との相互接続点に限ります。）およびその他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。）との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>								
(2) 細目に係る料金の提供	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、通信の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) 通信の態様による細目</p> <p>プラン1またはプラン5における品目が100Mbpsのものには、次表のとおり通信の態様があります。</p> <table border="1" data-bbox="523 1093 1369 1507"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1のもの</td> <td>取扱局交換設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コース5のもの</td> <td>取扱局交換設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているものであって、情報通信量に応じた加算料の支払いを要するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 削除</p>	区 別	内 容	コース1のもの	取扱局交換設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの	削除		コース5のもの	取扱局交換設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているものであって、情報通信量に応じた加算料の支払いを要するもの
区 別	内 容								
コース1のもの	取扱局交換設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているもの								
削除									
コース5のもの	取扱局交換設備と契約者回線の終端との間の通信において、最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能な方式を利用しているものであって、情報通信量に応じた加算料の支払いを要するもの								

<p>(3) 複合利用割引の適用</p>	<p>ア 当社は、イに定める条件を満たす光ファイバーアクセスサービス契約者から申し出があった場合には、その光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用料の基本額について、2（料金額）2-1-1に規定する額から900円（税込額 972円）の割引を適用します。</p> <p>イ 複合利用割引の申し出を行うことができる条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) プラン1またはプラン5に係るもの</p> <p>(2) 当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）、もしくは、当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。以下この(3)欄において同じとします。）が提供する一般放送の受信契約を締結しており、かつ、その一般放送の受信契約が利用休止の適用を受けていない者</p> <p>(3) 約款第15条（利用の休止）に規定する利用休止の適用を受けていない者</p> <p>(4) 当社が別に定める条件に適合するもの</p> <p>ウ 複合利用割引は、光ファイバーアクセスサービス契約者が指定する1の契約者回線に限り1の割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、アの申し出をした光ファイバーアクセスサービス契約者が現に一般放送の受信契約を締結していることをその一般放送事業者を確認します。</p> <p>オ 複合利用割引は、その申し出を当社が承諾した日の属する暦月の翌暦月（光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みと同時にその申し出があった場合は、その提供を承諾した日の属する暦月の翌暦月）から適用を開始し、暦月単位で行います。</p> <p>カ 当社は、複合利用割引に係る光ファイバーアクセスサービス契約の解除またはイに規定する条件を満たさなくなった場合には、複合利用割引を廃止します。</p> <p>（注）この欄のイの(2)に規定する当社が別に定める一般放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。</p>
<p>(4) 削除</p>	

<p>(5) 継続契約期間に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードであって、プラン1およびプラン5に係るものに限ります。）の継続期間（以下「継続契約期間」といいます。）に基づき、2（料金額）2-1-1に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表右欄の料金を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="523 416 1369 913"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年8月31日までに当社の光ファイバーアクセスサービス（データモードに係るものであって、プラン1またはプラン5のコース1に係るものに限ります。）の申し込みを行い、当社からその承諾を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者</td> <td>4,667円 (税込額5,040円)</td> </tr> <tr> <td>継続利 申出期間に係る料金の適用を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者</td> <td>(7)継続利用申出期間の料金の適用のアに規定する料金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 継続契約期間の開始は、光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ウ 継続契約期間には、光ファイバーアクセスサービスの利用の一時中断および利用停止があった期間を含むものとします。</p>	区 分	料金額（月額）	平成16年8月31日までに当社の光ファイバーアクセスサービス（データモードに係るものであって、プラン1またはプラン5のコース1に係るものに限ります。）の申し込みを行い、当社からその承諾を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者	4,667円 (税込額5,040円)	継続利 申出期間に係る料金の適用を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者	(7)継続利用申出期間の料金の適用のアに規定する料金額
区 分	料金額（月額）						
平成16年8月31日までに当社の光ファイバーアクセスサービス（データモードに係るものであって、プラン1またはプラン5のコース1に係るものに限ります。）の申し込みを行い、当社からその承諾を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者	4,667円 (税込額5,040円)						
継続利 申出期間に係る料金の適用を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者	(7)継続利用申出期間の料金の適用のアに規定する料金額						
<p>(6) 最低利用期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除などがあった場合の料金の適用</p>	<p>ア 光ファイバーアクセスサービス（データモードに係るものに限ります。）には、最低利用期間があります。</p> <p>イ 光ファイバーアクセスサービス契約者は、アの最低利用期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合（光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した日が属する料金月において光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合も含みます。）は、次表に規定する額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。ただし、光ファイバーアクセスサービス契約者の責めによらない理由もしくは当社が別に定める場合の理由により、光ファイバーアクセスサービス契約を解除する場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="523 1552 1369 1733"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第14条（最低利用期間）に規定する期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合</td> <td>27,000円 (税込額 29,160円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額	第14条（最低利用期間）に規定する期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合	27,000円 (税込額 29,160円)		
区 分	料金額						
第14条（最低利用期間）に規定する期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合	27,000円 (税込額 29,160円)						

(7) 継続利用申出期間に係る料金の適用	<p>ア 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者（データモードであつて、プラン1およびプラン5に係るものに限ります。）から、次表の左欄に規定する期間の継続利用の申し出（以下、この欄において「継続利用申出」といいます。）があつた場合には、その期間におけるその光ファイバーアクセスサービスに係る利用料金のうち、2-1-1に規定する基本額について、継続利用申出を当社が承諾した料金月の翌料金月（契約申込と同時に継続利用申出があつた場合は、光ファイバーアクセスサービス契約の提供を承諾した日を含む料金月とします。）から、継続して利用する期間において、次表に規定する額を適用します。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 595 927 640">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="927 595 1062 640">区 分</th> <th data-bbox="1062 595 1369 640">料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 640 927 869" rowspan="4">光ファイバーアクセスサービス契約の提供を承諾した日から起算して、その日を含む料金月から24カ月後の料金月の末日まで</td> <td data-bbox="927 640 1062 779">コース1のもの</td> <td data-bbox="1062 640 1369 779">4,667円 (税込額 5,040円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 779 1062 824">削除</td> <td data-bbox="1062 779 1369 824"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 824 1062 869">削除</td> <td data-bbox="1062 824 1369 869"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="927 869 1062 1008">コース4のもの</td> <td data-bbox="1062 869 1369 1008">4,953円 (税込額 5,349円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1008 927 1142"></td> <td data-bbox="927 1008 1062 1142">コース5のもの</td> <td data-bbox="1062 1008 1369 1142">2,300円 (税込額 2,484円)</td> </tr> </tbody> </table>			継続して利用する期間	区 分	料金額（月額）	光ファイバーアクセスサービス契約の提供を承諾した日から起算して、その日を含む料金月から24カ月後の料金月の末日まで	コース1のもの	4,667円 (税込額 5,040円)	削除		削除		コース4のもの	4,953円 (税込額 5,349円)		コース5のもの
継続して利用する期間	区 分	料金額（月額）															
光ファイバーアクセスサービス契約の提供を承諾した日から起算して、その日を含む料金月から24カ月後の料金月の末日まで	コース1のもの	4,667円 (税込額 5,040円)															
	削除																
	削除																
	コース4のもの	4,953円 (税込額 5,349円)															
	コース5のもの	2,300円 (税込額 2,484円)															

イ アの表の左欄に規定する期間（以下この欄において「継続利用申出期間」といいます。）には、光ファイバーアクセスサービスの利用の一時中断または利用停止があった期間を含むものとします。

ウ 当社は、継続利用申出期間に係る契約者回線などについて、その光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合に限り、継続利用申出を廃止します。

エ 光ファイバーアクセスサービス契約者は、継続利用申出期間の満了前に継続利用申出の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。ただし、光ファイバーアクセスサービス契約者の責めによらない理由もしくは当社が別に定める場合の理由により、光ファイバーアクセスサービス契約を解除する場合はこの限りではありません。

区 分	料金額
ア 光ファイバーアクセスサービス契約者は、最低利用期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合（光ファイバーアクセスサービスの提供を承諾した日が属する料金月において光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合も含みます。）(6)最低利用期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除などがあった場合の料金の適用に定める額に右記の料金額を加算する。	1,704円 (税込額 1,840円)
イ アの期間の期間経過後で、継続利用申出期間の満了前に継続利用申出の廃止があった場合には、右記の料金額を適用する。	14,064円 (税込額 15,189円)

(8)長期継続利用 申出期間に係 る料金の適用	ア 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者（データモードであつて、プラン1およびプラン5に係るものに限ります。）から、次表の左欄に規定する期間の長期継続利用の申し出（以下、この欄において「長期継続利用申出」といいます。）があつた場合には、その期間におけるその光ファイバーアクセスサービスに係る利用料金のうち、2料金額 2-1-1 に規定する基本額について、長期継続利用申出を当社が承諾した料金月（契約申込と同時に長期継続利用申出があつた場合は、光ファイバーアクセスサービス契約の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 25 カ月後の料金月。）から、継続して利用する期間において、次表に規定する額を減額して適用します。			
	継続して利用する期間 （最低利用期間）	品目	区分	基本額の減額 （月額）
	(ア) 光ファイバーアクセスサービス契約（データモードであつて、プラン1およびプラン5に係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 25 カ月後の料金月から 36 カ月間継続して利用 （最低利用期間：36 カ月）	100Mbps	コース 1 のもの 削除	(1) 2料金額 2-1-1 の継続契約期間 12 カ月までに規定する料金額の額に 0.05 を乗じて得た額
	削除	コース 4 のもの		
(イ) 光ファイバーアクセスサービス契約（データモードであつて、プラン1およびプラン5に係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 61 カ月後の料金月から 36 カ月間継続して利用 （最低利用期間：36 カ月）	100Mbps	コース 1 のもの 削除	(2) 2料金額 2-1-1 の継続契約期間 12 カ月までに規定する料金額の額に 0.1 を乗じて得た額	
削除	コース 4 のもの			

	(ウ) (イ)の継続して利用する期間満了後、36 カ月ごとに継続して利用する期間として利用(最低利用期間：36 カ月)	同上	同上	(3) (2) と同様
--	---	----	----	-------------

イ アの表の左欄に規定する期間（以下この欄において「長期継続利用申出期間（最低利用期間）」といいます。）には、光ファイバーアクセスサービスの利用の一時中断または利用停止があった期間を含むものとします。

光ファイバーアクセスサービス契約者からの長期継続利用申出が長期継続利用申出期間の途中である場合、その光ファイバーアクセスサービス契約の提供を開始した期間を換算して対応する長期継続利用申出期間（最低利用期間）を適用するものとします。

光ファイバーアクセスサービス契約がプラン1からプラン5もしくはプラン5からプラン1を継続して利用していると当社が認める場合は、その期間を換算して対応する長期継続利用申出期間を適用するものとします。

ウ 長期継続利用申出は、当社が定める方法により、光ファイバーアクセスサービス契約者が申し出を行う場合（以下この欄において「自動長期継続利用申出」といいます。）、アの表の左欄に規定する期間ごとでの長期継続利用申出を行うことは不要とします。この場合、自動長期継続利用申出により、次の長期継続利用申出期間の適用開始月の翌料金月までに長期継続利用申出の廃止の請求がない場合、当該長期継続利用申出は適用されます。

エ 当社は、長期継続利用申出期間に係る契約者回線などについて、その光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合、または、光ファイバーアクセスサービス契約者からの長期継続利用申出を廃止の請求があった場合、長期継続利用申出を廃止します。ただし、この場合キに規定する額の支払いを要します。

オ 当社は、長期継続利用申出期間の満了後、光ファイバーアクセスサービス契約者から、次の長期継続利用申出がない場合、その光ファイバーアクセスサービスの区分に対応する2料金額 2-1-1の継続契約期間 24 カ月超に規定する料金額を長期継続利用申出期間の満了月の翌料金月から適用します。

カ 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービス契約の品目の変更を行った場合には、長期継続利用申出期間は継続されるものとし、変更後の光ファイバーアクセスサービス契約の品目に対応する基本額の減額を適用いたします。

キ 光ファイバーアクセスサービス契約者は、長期継続利用申出期間の満了前に長期継続利用申出の廃止があった場合（ウに規定する場合も含む）には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、次に定める場合はこの限りではありません。

(1) 長期継続利用申出を行った日の属する料金月に長期継続利用申出を廃止した場合

(2) 当社が別に定める場合

品目	区分	残余期間		
		36 カ月から 25 カ月	24 カ月から 13 カ月	12 カ月から 1 カ月
100Mbps	コース 1 のも の	5, 1 4 3 円 (税込額 5, 5 5 4 円)	3, 4 2 9 円 (税込額 3, 7 0 3 円)	1, 7 1 5 円 (税込額 1, 8 5 2 円)
	削除			
削除				
1000Mbps	コース 4 のも の	5, 6 5 8 円 (税込額 6, 1 1 0 円)	3, 7 7 2 円 (税込額 4, 0 7 3 円)	1, 8 8 6 円 (税込額 2, 0 3 6 円)

ク 長期継続利用申出については、第4表 事務手数料に規定する手続きに関する料金は適用除外となります。

ケ 当社が別に提供する eo 光ネット【マンションタイプ】の契約者から転居に伴い転居後の家屋などで継続して光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、継続して利用していると当社が認める場合は、その eo 光ネット【マンションタイプ】契約の期間を換算して対応する長期継続利用申出期間を適用するものとします。

(注) ケに規定する適用については、平成 25 年 8 月 16 日以降の申し込みに適用するものとします。

<p>(9) 利用の休止に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者（データモードであつて、プラン1またはプラン5を利用する者に限ります。）からの請求により、光ファイバーアクセスサービスの利用の休止を承諾した場合は、その間、2（料金額）2-1-1に規定する基本額に代えて、1の契約者回線ごとに次表の額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごと</p> <p>とに</p> <table border="1" data-bbox="513 551 1378 645"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td> <td>477円（税込額 515円）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額（月額）	基本額	477円（税込額 515円）										
区 分	料金額（月額）														
基本額	477円（税込額 515円）														
<p>(10) 削除</p>															
<p>(11) 削除</p>															
<p>(12) 付加機能に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社が提供する付加機能を利用した場合には、2（料金額）に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>イ 付加機能利用料については、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="513 920 1378 1151"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>光ファイバーアクセスサービス契約のプラン1およびプラン5に適用します。</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 付加機能利用料については、次の場合が生じたときは、約款第40条（利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、その料金の支払いは次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="513 1288 1378 1653"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金の支払い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 付加機能に係る追加サービスの提供があつたとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があつたときを除きます。）</td> <td>当該月分のその料金の支払いを要しません。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があつたとき。</td> <td>当該月分のその料金の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1	光ファイバーアクセスサービス契約のプラン1およびプラン5に適用します。	タイプ2	削除	タイプ3	削除	区 分	料金の支払い	(ア) 付加機能に係る追加サービスの提供があつたとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があつたときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要しません。	(イ) 付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があつたとき。	当該月分のその料金の支払いを要します。
区 分	内 容														
タイプ1	光ファイバーアクセスサービス契約のプラン1およびプラン5に適用します。														
タイプ2	削除														
タイプ3	削除														
区 分	料金の支払い														
(ア) 付加機能に係る追加サービスの提供があつたとき（当該月にその付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があつたときを除きます。）	当該月分のその料金の支払いを要しません。														
(イ) 付加機能に係る追加サービスの利用の廃止があつたとき。	当該月分のその料金の支払いを要します。														
<p>(13) 削除</p>															

<p>(14) 情報通信量に応じた加算料の適用</p>	<p>ア データモードであって、プラン1のコース5およびプラン5のコース5に係るものについては基本額に、その契約者回線において利用があった情報通信量に応じて、2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料を加算して利用料として適用します。</p> <p>イ 情報通信量に応じた加算料は、その契約者回線と契約者回線などまたは相互接続点との間において行われた通信に係る課金対象符号（制御信号を含むものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします）の情報通信量の料金月における月間累計（以下、「月間累計情報通信量」といいます。）に応じて、2-1-1の2の規定により算定します。</p> <p>ウ 情報通信量の測定および月間累計情報通信量の算定は次のとおりとします。</p> <p>(1)課金対象符号の情報通信量は、当社の機器により測定します。</p> <p>(2)当社は、課金対象符号が通信の相手先または光ファイバーアクセスサービス契約者に到達しない場合であっても、情報通信量の測定に含みます。</p>
<p>(15) 当社の機器の故障などにより正しく算定できなかった場合の加算料の取扱</p>	<p>当社の機器の故障などにより正しく算定できなかった場合の情報通信量に応じた加算料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障などにより正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、その状況を総合的に判断して機器の故障などがあつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の情報通信量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の情報通信量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法とは、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2カ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障などにより正しく算定できなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の情報通信量に応じた加算料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2カ月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障などにより正しく算定できなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の情報通信量に応じた加算料または故障などの回復後の7日間における1日平均の情報通信量に応じた加算料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

2 料金額

2-1 データモードに係るもの

2-1-1 基本額

(1) プラン1に係るもの

1 契約者回

線ごとに

品目	区分	継続契約期間	料金額 (月額)	
100Mbps	コース1	12 カ月まで	4,762円 (税込額 5,142円)	
		12 カ月を超え 24 カ月まで	4,715円 (税込額 5,092円)	
		24 カ月超	4,667円 (税込額 5,040円)	
	削除			
	コース5	12 カ月まで	2,395円 (税込額 2,586円)	
		12 カ月を超え 24 カ月まで	2,347円 (税込額 2,534円)	
		24 カ月超	2,300円 (税込額 2,484円)	
削除				
1000Mbps	コース4	12 カ月まで	5,048円 (税込額 5,451円)	
		12 カ月を超え 24 カ月まで	5,000円 (税込額 5,400円)	
		24 カ月超	4,953円 (税込額 5,349円)	

(2) 削除

(3) 削除

(4) 削除

(5) プラン5に係るもの

1 契約者回
線ごとに

品 目	区 分	継続契約期間	料金額 (月額)	
100Mbps	コース1	12 カ月まで	4,762円 (税込額 5,142円)	
		12 カ月を超え 24 カ月まで	4,715円 (税込額 5,092円)	
		24 カ月超	4,667円 (税込額 5,040円)	
	削除			
	コース5	12 カ月まで	2,395円 (税込額 2,586円)	
		12 カ月を超え 24 カ月まで	2,347円 (税込額 2,534円)	
		24 カ月超	2,300円 (税込額 2,484円)	
削除				
1000Mbps	コース4	12 カ月まで	5,048円 (税込額 5,451円)	
		12 カ月を超え 24 カ月まで	5,000円 (税込額 5,400円)	
		24 カ月超	4,953円 (税込額 5,349円)	

2-1-1の2 情報通信量に応じた加算料

(1) コース5に係るもの区分	単 位	料金額 (月額)
月間累計情報通信量が100メガバイト以下の場合	-	-
月間累計情報通信量が100メガバイトを超え1,580メガバイト以下の場合	月間累計情報通信量が100メガバイトを超える10メガバイトまでごとに	17.57円 (税込額 18.97円)
月間累計情報通信量が1,580メガバイトを超える場合	1契約者回線ごとに	2,600円 (税込額 2,807円)

備考

- 1 当社は、1,000,000バイトを1メガバイトとして情報通信量に応じた加算料を算定します。
- 2 月間累計情報通信量に10メガバイト未満の端数があった場合については、10メガバイトに切り上げて加算料を算定します。

2-1-2 付加機能利用料

(1) タイプ1に係るもの

区 分		単 位		料金額 (月額)
1 電子メール機能	光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置される電子メール情報蓄積装置を利用して、電子メールの蓄積、再生または転送などを行う機能および当社が別に定めるメールチェック機能をいいます。	基	1のメールアドレス利用につき(200MB)	無料
		加	1メールアドレス追加ごとに	200円 (税込額 216円)

	備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のメールアドレスを割当てるものとし、1のメールアドレスに蓄積できる通信の情報量は200MBとします。</p> <p>イ 光ファイバーアクセスサービス契約者は、利用するメールアドレスの数および1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の変更を請求することができます。</p> <p>ウ 追加することができるメールアドレスの数は、当社が別に定める範囲内とします。</p> <p>エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積装置の容量は200MBとします。</p> <p>オ メール情報蓄積容量の変更により、1のメールアドレスごとに利用できるメール情報蓄積容量は5GBとなります。</p> <p>カ 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。</p> <p>キ 電子メールを蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ク 光ファイバーアクセスサービス契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異義申立てがあり、その光ファイバーアクセスサービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについて光ファイバーアクセスサービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その光ファイバーアクセスサービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（クの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p>		
2 ホームページ開設機能	光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置されるホームページ情報蓄積装置を利用して、ホームページに係る情報の蓄積または転送などを行うことができます。	基本額	1のホームページアドレスごとに(20MB)	無料
		加算額	1ホームページ蓄積容量5MBごとに	200円 (税込額 216円)

	<p>備考</p> <p>ア 当社は、1の契約者回線につき1のホームページアドレスを割当てるものとし、1のホームページアドレスに蓄積できる通信の情報量は20MBとします。</p> <p>イ 光ファイバーアクセスサービス契約者は、利用する1のホームページアドレスごとに5MB単位で最大180MBまで蓄積容量を追加することができます。</p> <p>ウ 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときその他光ファイバーアクセスサービス契約に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、または消去することがあります。</p> <p>エ 当社は、現にホームページとして蓄積している情報に対し、当社が別に定めるソフトウェアを用いてコンピューターウイルスまたは不正なプログラムなど（以下「ウイルスなど」といいます。）の検知を行います。ただし、本検知については当社が別に定めるパターンファイル（ウイルスなどを検知するため、各々のウイルスなどの特徴をパターンとしてまとめたもの）に基づき実施するものであり、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>オ 当社は、エの規定によるウイルスなどの検知によりホームページ上に有害な情報が含まれていると認めた場合、または他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、または法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>カ 当社は、オの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止をされた光ファイバーアクセスサービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、その光ファイバーアクセスサービス契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>キ オからカまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ク 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その光ファイバーアクセスサービス契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。</p> <p>ケ 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（ウからカまでの規定およびクの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p>
3 削除	

<p>4 固定グローバルアドレス利用機能</p>	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が割当てるIPv4アドレスを固定で利用する機能をいいます。</p>	<p>1機能ごと</p>	<p>4,000円 (税込額 4,320円)</p>
<p>備考</p>	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1の機能を提供します。</p>		
<p>5 サーバーストージング機能</p>	<p>光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置する電子メールおよびホームページの情報蓄積装置を利用して、電子メール並びにホームページの蓄積および転送を行う機能をいいます。</p>	<p>1機能ごと</p>	<p>4,191円 (税込額 4,526円)</p>
<p>備考</p>	<p>ア 本機能は、1の契約者回線につき1のメールホスティングおよび1のウェブホスティングを提供します。</p> <p>イ 1のメールホスティングの機能により、当社が提供する電子メールのアドレスの数は10メールアドレスとします。この場合、1のメールホスティング機能あたりの電子メール蓄積容量は200MBとします。</p> <p>ウ 1のウェブホスティングの機能により、当社は1のホームページアドレスを提供します。この場合、ホームページ蓄積容量は100MBとします。</p> <p>エ 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約に関する技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめそのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。</p> <p>オ 光ファイバーアクセスサービス契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者などから異議申立てがあり、その光ファイバーアクセスサービス契約者からの電子メールの転送機能を継続して行うことについて光ファイバーアクセスサービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社は、その光ファイバーアクセスサービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>カ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（オの規定により現に蓄積している情報の転送の停止もしくは消去または電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>キ 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止し、または消去することがあります。</p>		

	<p>ク 当社は、現にホームページとして蓄積している情報に対し、当社が別に定めるソフトウェアを用いてコンピューターウイルスまたは不正なプログラムなど（以下「ウイルスなど」といいます。）の検知を行います。ただし、本検知については当社が別に定めるパターンファイル（ウイルスなどを検知するため、各々のウイルスなどの特徴をパターンとしてまとめたもの）に基づき実施するものであり、完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ケ 当社は、クの規定によるウイルスなどの検知によりホームページ上に有害な情報が含まれていると認めた場合、または他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、または法令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>コ 当社は、ケの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送を停止された光ファイバーアクセスサービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、その光ファイバーアクセスサービス契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>ク からコまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ、そのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>シ 当社は、光ファイバーアクセスサービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その光ファイバーアクセスサービス契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、そのことを光ファイバーアクセスサービス契約者に通知します。</p> <p>ス 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（クからコまでの規定およびシの規定により現にホームページとして蓄積している情報の転送の停止もしくは消去またはホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>セ 平成26年4月1日より、本機能の新規申込の受付は行いません。</p>				
6 ウィルスチェック機能	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 1585 798 1767">光ファイバーアクセスサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューター</td> <td data-bbox="798 1585 986 1767">(1) (2)以外のもの</td> <td data-bbox="986 1585 1121 1767">1 のメールアドレスごとに</td> <td data-bbox="1121 1585 1428 1767">200円 (税込額 216円)</td> </tr> </table>	光ファイバーアクセスサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューター	(1) (2)以外のもの	1 のメールアドレスごとに	200円 (税込額 216円)
光ファイバーアクセスサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールに対して、コンピューター	(1) (2)以外のもの	1 のメールアドレスごとに	200円 (税込額 216円)		

	ウイルス（通信やコンピューターなどの機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）が含まれる場合において、当該コンピューターウイルスを検知および駆除または削除する機能をいいます。	(2) サーバーホスティング機能（この表の5欄のものに限ります。）の利用に係るもの	10 メールアドレスごとに	572円 (税込額 617円)
備考	<p>ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信された電子メールに含まれるコンピューターウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除または削除を行います。ただし、駆除または削除可能なウイルスは、ウイルスの検知および駆除または削除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイル（コンピューターウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>エ 当社の故意または重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しません。</p> <p>オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。</p>			
7 削除				
8 同時通信可能着信先数追加機能	光ファイバーアクセスサービスの1の契約者回線に同時に通信を行うことが可能な着信先数を追加することを可能とする機能	1の同時通信可能機能利用につき	200円 (税込額 216円)	
備考	<p>ア 当社は、1の契約者回線につき1の機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、1の機能につき1の動的グローバルアドレスを提供します。</p>			
9 削除				

10	アクセス 分析機能	光ファイバーアクセスサービス契約者が開設したホームページについて、アクセスの集計情報を提供する機能をいいます。	1機能ごと	150円 (税込額 162円)
		備考 ア 光ファイバーアクセスサービス契約者が、当社の光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置されたホームページ情報蓄積装置を利用して開設している1のホームページに限り、この機能を利用できます。 イ 当社は、本機能で提供する情報について、完全性、正確性などを保証しません。 ウ 本機能で提供する情報の集計期間その他提供条件は、当社が別に定めるところによります。 エ 平成26年4月1日より、本機能の新規申込の受付は行いません。		
11	削除			
12	削除			
13	IPv6 利用機能	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が割当てるIPv6アドレスを利用する機能をいいます。	1機能ごと	無料
		備考 ア 当社は、1の契約者回線につき1の機能を提供します。 イ 本機能を利用する場合、当社が別に定めるe o光無線ルーターレンタル規約、e o光多機能ルーターレンタル規約またはファミリーパック利用規約により提供するe o光無線ルーター（タイプ2またはタイプ3に限る）またはe o光多機能ルーター（有線ルーター機能または無線ルーター機能）を利用することが提供条件となります。 ウ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。		

(2) 削除

(3) 削除

2-2 削除

第2表 回線終端装置など使用料

1 適用

回線終端装置および端末設備の適用については、第29条（回線終端装置などの提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分		内 容
(1) 回線終端装置に係る料金の適用	データモードに係るもの	<p>ア 当社は、契約者回線の終端に接続される回線終端装置を設置します。</p> <p>イ 光ファイバーアクセスサービスに係る回線終端装置使用料（データモードであって、プラン1およびプラン5に係るものに限り、）は、2（料金額）2-1-1に規定する基本額に含まれます。</p>
(2) 削除		

2 削除

第3表 工事に関する費用

1 適用

光ファイバーアクセスサービスに係る工事費の適用については、第42条(工事費の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

区 分	内 容														
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線などの工事において、1の工事ごとに適用します。														
(2) 移転などの場合の工事費の適用	ア 契約者回線などの移転などの工事費は、移転先が同一構内または、同一建物内である場合は、別に算定する実費を適用し、それ以外の場合については、契約者回線などの廃止に係る工事および移転先の契約者回線などの設置に係る工事費の額を適用します。														
(3) 工事費の適用区分	<p>ア 工事費の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事費の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事</td> <td>契約者回線などの設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 交換機などに係る工事</td> <td>光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置される交換機などの工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 契約者回線の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線の一時的中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 利用の一時的中断をした契約者回線の再利用に係る工事</td> <td>契約者回線の一時的中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(オ) 契約者回線などの廃止に係る工事</td> <td>当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(カ)削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事費の区分	適 用	(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事	契約者回線などの設置の場合に適用します。	(イ) 交換機などに係る工事	光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置される交換機などの工事を要する場合に適用します。	(ウ) 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線の一時的中断の場合に適用します。	(エ) 利用の一時的中断をした契約者回線の再利用に係る工事	契約者回線の一時的中断の再利用の場合に適用します。	(オ) 契約者回線などの廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。	(カ)削除	
工事費の区分	適 用														
(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事	契約者回線などの設置の場合に適用します。														
(イ) 交換機などに係る工事	光ファイバーアクセスサービス取扱局に設置される交換機などの工事を要する場合に適用します。														
(ウ) 契約者回線の一時中断に係る工事	契約者回線の一時的中断の場合に適用します。														
(エ) 利用の一時的中断をした契約者回線の再利用に係る工事	契約者回線の一時的中断の再利用の場合に適用します。														
(オ) 契約者回線などの廃止に係る工事	当社が提供する契約者回線などの廃止の場合に適用します。														
(カ)削除															
(4) 割増工事の適用	<p>ア 当社は、次の工事を行った場合は、2（工事費の額）に別に算定する実費を加算して適用します。</p> <p>(ア) 引込柱以降における建柱、または管路工事など</p> <p>(イ) 無電柱化地域に係る工事</p> <p>(ウ) 集合住宅に係る工事</p> <p>(エ) その他当社が別に定める工事</p>														
(5) 工事費の減額適用	ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次の場合には、当社が別に定める規定によりその工事費の額を減額して適用します。														

	<p>(ア) 削除</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) 当社の I P 電話サービス契約をすでに締結している場合であって、その契約者回線と共用する場合</p> <p>イ 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様などを勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>
(6) 削除	

2 工事費の額

(1) (2) 以外のもの

区 分		単 位	工事費の額
(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事（標準工事）		1 の工事ごと に	27,000円 (税込額 29,160円)
(イ) 削除			
(ウ) 契約者回線の一時中断に係る工事		1 の工事ごと に	1,500円 (税込額 1,620円)
(エ) 利用の一時中断をした契約者回線の再利用に係る工事		1 の工事ごと に	1,500円 (税込額 1,620円)
(オ) 契約者回線などの廃止に係る工事	引込線残置の場合	1 の工事ごと に	無料
	引込線撤去の場合	1 の工事ごと に	10,000円 (税込額 10,800円)
(カ) 削除			
備考 上記工事、および契約者回線などの設置に伴い、特別な工事を要する場合には、1（工事費の適用）(4)（割増工事の適用）で定める費用を支払っていただきます。			

(2) 初期契約解除の適用にかかるもの

区 分		単 位	工事費の額
(ア) 契約者回線などの設置などに係る工事（標準工事）		1 の工事ごと に	25,000円 (税込額 27,000円)
(イ) 契約者回線などの廃止に係る工事	引込線残置の場合	1 の工事ごと に	無料
	引込線撤去の場合	1 の工事ごと に	10,000円 (税込額 10,800円)
(ウ) 削除			
備考 上記工事、および契約者回線などの設置に伴い、特別な工事を要する場合には、1（工事費の適用）(4)（割増工事の適用）で定める費用を支払っていただきます。			

第4表 事務手数料

1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 事務手数料に係る料金の適用	<p>ア 光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みをし、その承諾を受け、かつ、当社が行う契約者回線などの設置場所の調査をしたときに契約事務手数料を適用します。ただし、宅内調査の結果、追加工事発生などの理由により契約の解除をお申し出いただいた場合は、この限りではございません。なお、その光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みを当社が不正であると判断した場合は、契約者回線などの設置場所の調査前であっても、契約事務手数料を適用します。</p> <p>イ 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1およびプラン5に係るものに限ります。）の品目などの変更を行う場合には、光ファイバーアクセスサービス契約者は2（料金額）に規定する変更事務手数料の支払いを要します。</p> <p>ウ 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、当社のDNSなどの設定または付加機能の提供もしくは内容の変更を行う場合には、光ファイバーアクセスサービス契約者は2（料金額）に規定する事務手数料の支払いを要します。</p> <p>エ 光ファイバーアクセスサービス契約に係る利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに契約譲渡手数料を適用します。</p> <p>オ 削除</p> <p>カ 第23条の規定により、解除となった光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービスを継続して利用する場合、光ファイバーアクセスサービス契約者は2（料金額）に規定する解除回復事務手数料の支払いを要します。</p> <p>キ 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービス（データモードであって、プラン1またはプラン5に限ります。）に関する料金の請求書または口座振替のお知らせなど（以下「料金明細類」といいます。）の発行を受けたときは、2（料金額）に規定する料金明細類発行手数料の支払いを要します。</p> <p>ク 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、その光ファイバーアクセスサービス（データモードであって、プラン1またはプラン5に限ります。）の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった光ファイバーアクセスサービスの料金、工事に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。）がすでに当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」</p>

	といたします。)の発行を受けたときは、2(料金額)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。
(2) 事務手数料の適用除外または減額適用など	ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様などを勘案して、手続きに関する料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。

2 料金額

(1) 契約事務手続きに係るもの

種別	区分	単位	料金額
(ア) 契約事務手数料	-	1契約ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
(イ) 変更事務手数料	-	1契約ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
(ウ) 削除			
(エ) 契約譲渡手数料	-	1申込ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)
(オ) 削除			
(カ) 解除回復事務手数料	-	1契約ごとに	3,000円 (税込額 3,240円)

(2) DNSなどの設定に係るもの

ア 付加機能タイプ1に係るもの

種別	区分	単位	料金額
(ア) DNS設定料	当社のDNS環境に、光ファイバーアクセスサービス契約者のDNSを設定または変更することが必要となる場合	1ドメインまで	5,000円 (税込額 5,400円)

(注) 付加機能タイプ1の4(固定グローバルアドレス利用機能)または5(サーバーホスティング機能)を利用する光ファイバーアクセスサービス契約者に限り提供します。

イ 削除

ウ 削除

(3) (1)、(2) 以外のもの

ア プラン1およびプラン5に係るもの

種 別	区 分	単 位	料金額
(ア) 登録証・契約内容証明書再発行手数料	当社が通知するID、パスワードなどの再発行、もしくは付加機能の内容の変更などにより、ID、パスワードなどを記載した登録証を再発行する場合、または契約内容証明書を再発行する場合	1の送付ごとに	258円 (税込額 278円)
(イ) 固定グローバルIPアドレス設定料	固定グローバルIPv4アドレスの設定または変更することが必要となる場合	1IPアドレスまで	2,000円 (税込額 2,160円)
(ウ) 料金明細類発行手数料	—	1の送付ごとに	100円 (税込額 108円)
(I) 支払証明書発行手数料	—	支払証明書1枚ごとに	300円 (税込額 324円)

(注) (イ)固定グローバルIPアドレス設定料は、付加機能タイプ1の4（固定グローバルアドレス利用機能）または5（サーバーホスティング機能）を利用する光ファイバーアクセスサービス契約者に限り提供します。

(注2) (I)の支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代および郵送料（実費）が必要な場合があります。

(注3) (ウ) 料金明細類の発行については月額料金などの請求がない場合は、料金明細類は発行しません。この場合、上記の手数料の支払いは要しません。

イ 削除

ウ 削除

第5表 附帯サービスに係る料金

1 適用

附帯サービスに関する料金の適用については、次のとおりとします。

A 代行申請などに係るもの

区 分	内 容						
1 代行申請などに係る料金の適用	<p>ア 光ファイバーアクセスサービス契約者からの請求により、当社が J P R S への代行申請などを行う場合には、光ファイバーアクセスサービス契約者は2（料金額）に規定する代行申請などに係る料金の支払いを要します。</p> <p>イ 代行申請などに係る料金については次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>光ファイバーアクセスサービス契約のプラン1またはプラン5に適用します。</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1	光ファイバーアクセスサービス契約のプラン1またはプラン5に適用します。	タイプ2	削除
区 分	内 容						
タイプ1	光ファイバーアクセスサービス契約のプラン1またはプラン5に適用します。						
タイプ2	削除						
2 代行申請などに係る料金の適用除外または減額適用など	<p>ア 当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、代行申請などに係る事務処理の態様などを勘案して別に定めるところにより、代行申請などに係る料金の適用を除外し、またはその額を減額して適用することがあります。</p>						

B 削除

2 料金額

A 代行申請などに係るもの

(1) タイプ1に係るもの

ア ドメイン名申請手数料

区 分	単 位	料金額
ドメイン名に係る J P R S への代行申請手数料	1のドメイン名申請まで	6,000円 (税込額 6,480円)

(注) 付加機能タイプ1の4（固定グローバルアドレス利用機能）または5（サーバーホスティング機能）を利用する光ファイバーアクセスサービス契約者に限り提供します。以下このアからイにおいて同じとします。

イ その他申請手数料

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

ア以外の J P R S に係るその他申請手数料	1 のドメイン名申請まで	2, 0 0 0 円 (税込額 2, 1 6 0 円)
--------------------------	--------------	--------------------------------

(2) 削除

B 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。
- 2 平成17年7月1日から平成17年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1のものに限ります。）の申し込みがあり、平成17年12月31日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成17年7月1日から平成17年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（データモードであって、プラン1を利用する者に限ります。）からプラン1のコース1からコース2、またはコース1からコース3への品目などの変更の申し込みがあった場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に5,250円を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年7月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。
- 2 平成17年8月1日から平成17年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のものであって、平成17年7月31日までに光ファイバーアクセスサービスを利用している者に限ります。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。
- 2 平成17年7月1日改正規定の附則中「平成17年10月31日まで」を「平成18年2月28日まで」に、「平成17年12月31日まで」を「平成18年4月30日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。
- 2 平成17年11月1日改正規定の附則中「平成18年2月28日まで」を「平成18年5月31日まで」に、「平成18年4月30日まで」を「平成18年7月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
- 2 平成18年3月1日改正規定の附則中「平成18年5月31日まで」を「平成18年6月30日まで」に、「平成18年7月31日まで」を「平成18年8月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。
- 2 平成18年7月1日から平成18年10月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1のものに限ります。）の申し込みがあり、平成18年11月30日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成18年7月1日から平成18年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（データモードであって、プラン1を利用する者に限ります。）からプラン1のコース1からコース2、またはコース1からコース3への品目などの変更の申し込みがあった場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に5,250円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年9月8日から実施します。
- 2 平成18年9月1日から平成18年11月5日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。）、無線アクセスサービス契約者または当社が指定する電気通信事業者のDSL方式もしくはイーサネット伝送方式を利用した電気通信サービスの契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成18年12月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定

する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
- 2 平成18年10月1日から平成18年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（データモードであって、プラン1を利用する者に限ります。）からプラン1のコース1からコース2、またはコース1からコース3への品目などの変更の申し込みがあった場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に5,250円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月2日から実施します。
- 2 平成18年10月2日から平成18年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1のものに限ります。）の申し込みがあり、平成18年12月28日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
- 2 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1のものに限ります。）の申し込みがあった場合は、当社の申込承諾を経た後、当社が別に定めるところにより、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
- 3 平成18年11月1日から平成19年2月28日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1のものに限ります。）の申し込みがあり、平成19年4月30日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 4 平成18年11月1日から平成19年2月28日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（データモードであって、プラン1を利用する者に限ります。）からプラン1のコース1からコース2、またはコース1からコース3への品目などの変更の申し込みがあった場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に5,250円を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年11月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
- 2 平成19年1月1日から平成19年2月28日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1のものに限ります。）の申し込みがあった場合は、当社の申込承諾を経た後、当社が別に定めるところにより、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月15日から実施します。
- 2 平成19年1月15日から平成19年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。）、無線アクセスサービス契約者または当社が指定する電気通信事業者のDSL方式もしくはイーサネット伝送方式を利用した電気通信サービスの契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成19年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
- 3 前項の規定の適用を受けている期間は、平成19年1月1日改正規定の附則の2の規定は適用しません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。
- 2 平成19年3月1日から平成19年5月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1のものに限ります。）の申し込みがあり、平成19年7月31日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年3月30日から実施します。
- 2 平成19年3月30日から、料金表第1表（料金）2-1-2（付加機能利用料）(1)の8に規定する同時通信可能着信先数追加機能の新規申込の受付は行いません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。

- 平成19年6月1日から平成19年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（データモードの区分がプラン1のものに限ります。）の申し込みがあり、平成19年10月31日までにその契約者回線に係る工事を完了した場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。
- 平成19年6月1日改正規定の附則中「平成19年8月31日まで」を「平成19年9月30日まで」に、「平成19年10月31日まで」を「平成19年11月30日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

- この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。
- 平成19年9月1日改正規定の附則中「平成19年9月30日まで」を「平成20年2月29日まで」に、「平成19年11月30日まで」を「平成20年4月30日まで」に改めます。
- 平成19年10月1日から平成19年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。）、無線アクセスサービス契約者または当社が指定する電気通信事業者のDSL方式もしくはイーサネット伝送方式を利用した電気通信サービスの契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成20年1月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成19年11月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年12月3日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。
- 2 平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。）または当社が指定する電気通信事業者のDSL方式もしくはイーサネット伝送方式を利用した電気通信サービスの契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成20年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。
- 2 平成19年10月1日改正規定の附則中「平成20年2月29日まで」を「平成20年6月1日まで」に、「平成20年4月30日まで」を「平成20年8月1日まで」に改めます。
- 3 平成20年3月1日から平成20年6月1日までの間に、当社が別に定める電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する電気通信役務利用放送の受信契約と同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成20年8月1日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）し、当社が別に定める電気通信役務利用放

送事業者が提供する電気通信役務利用放送を利用されている場合は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌々暦月については、料金表第1表(料金)2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

- 4 平成20年3月1日から平成20年6月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1を利用している者に限ります。)が住所を移転した場合は、その移転に伴う工事費および事務手数料について、料金表第3表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額および料金表第4表(事務手数料)2(料金額)(1)の(ウ)に規定する額にかかわらず、それぞれの料金の額については適用しません。

(注) この附則の3に規定する当社が別に定める電気通信役務利用放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
- 2 平成20年2月1日改正規定の附則中「平成20年3月31日まで」を「平成20年6月1日まで」に、「平成20年5月31日まで」を「平成20年8月1日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。
- 2 平成20年6月1日から、光ファイバーアクセスサービスの通信モードがボイスモードのもの(タイプ1に限ります。)、および料金表第1表(料金)2-1-2(付加機能利用料)(1)の7、(2)の6、(3)の5に規定する映像情報伝送機能の新規申込の受付は行いません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年6月2日から実施します。
- 2 平成20年6月2日から平成20年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、平成20年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)は、当社は、料金表第3表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に0円を適用します。

- 3 平成20年6月2日から平成20年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。）または当社が指定する電気通信事業者のDSL方式もしくはイーサネット伝送方式を利用した電気通信サービスの契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
- 4 平成20年6月2日から平成20年6月30日までの間に、当社が別に定める電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する電気通信役務利用放送の受信契約と同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）し、当社が別に定める電気通信役務利用放送事業者が提供する電気通信役務利用放送を利用されている場合は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。
（注）この附則の4に規定する当社が別に定める電気通信役務利用放送事業者は、当社の光ファイバー映像伝送サービスの契約者とします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。
- 2 平成20年7月1日から、料金表第1表（料金）に規定する品目がプラン1のコース2およびプラン5のコース2の光ファイバーアクセスサービス契約申込の受付は行いません。
- 3 平成20年6月2日改正規定の附則の2および4中「平成20年6月30日まで」を「平成20年10月31日まで」に、「平成20年8月31日まで」を「平成20年12月31日まで」に改めます。
- 4 平成20年7月1日から平成20年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用する者に限ります。）よりコース2からコース3またはコース2からコース4への品目の変更の申し込みがあった場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額および料金表第4表（事務手数料）2（料金額）(1)の(イ)に規定する額にそれぞれ0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。
- 2 平成20年9月1日から平成20年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス

契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。）または当社が指定する電気通信事業者のDSL方式もしくはイーサネット伝送方式を利用した電気通信サービスの契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2-1-1(1)に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。
- 2 平成20年11月1日から平成21年2月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成21年4月1日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成20年9月1日改正規定の附則中「平成20年10月31日まで」を「平成20年11月30日まで」に、「平成20年12月31日まで」を「平成21年1月31日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。
- 2 平成20年11月1日改正規定の附則の3中「平成20年11月30日まで」を「平成21年2月1日まで」に、「平成21年1月31日まで」を「平成21年4月1日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月7日から実施します。
- 2 平成21年1月7日から平成21年5月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）が住所を移転した場合、または当社が指定する電気通信事業者のDSL方式もしくはイーサネット伝送方式を利用した電気通信サービスの契約者から移転に伴って光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合は、その移転に伴う工事費および事務手数料について、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額および料金表第4表（事務手数料）2（料金額）(1)の(ア)、(オ)に規定する額にかかわらず、それぞれの料金の額については適用しません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年2月2日から実施します。
- 2 平成20年11月1日および平成20年12月1日改正規定の附則中「平成21年2月1日まで」を「平成21年3月1日まで」に、「平成21年4月1日まで」を「平成21年5月1日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年3月2日から実施します。
- 2 平成21年2月2日改正規定の附則中「平成21年3月1日まで」を「平成21年3月31日まで」に、「平成21年5月1日まで」を「平成21年9月30日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。
- 2 平成21年3月2日改正規定の附則中「平成21年3月31日まで」を「平成21年5月17日まで」に、「平成21年9月30日まで」を「平成21年11月17日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年5月18日から実施します。
- 2 平成21年4月1日改正規定の附則中「平成21年5月17日まで」を「平成21年8月2日まで」に、「平成21年11月17日まで」を「平成22年2月2日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。
- 2 平成21年1月7日改正規定の附則中「平成21年5月31日まで」を「平成21年8月2日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。
- 2 平成21年8月3日から平成21年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承

諾した場合であって、平成22年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。
- 2 平成21年8月3日改正規定の附則中「平成21年9月30日まで」を「平成21年11月30日まで」に、「平成22年3月31日まで」を「平成22年5月31日まで」に改めます。
- 3 平成21年10月1日から平成21年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（e oパックAまたはe oパックBを利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】のDSL方式もしくはイーサネット伝送方式を利用した電気通信サービスの契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成22年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（2）に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。
- 2 平成21年10月1日改正規定の附則中「平成21年11月30日まで」を「平成22年2月28日まで」に、「平成22年5月31日まで」を「平成22年8月31日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。
- 2 平成21年12月1日改正規定の附則中「平成22年2月28日まで」を「平成22年5月31日まで」に、「平成22年8月31日まで」を「平成22年11月30日まで」に改めます。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。
- 2 平成22年3月1日改正規定の附則中「平成22年5月31日まで」を「平成22年6月30日まで」に、「平成22年11月30日まで」を「平成22年12月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。
- 2 平成22年6月1日改正規定の附則中「平成22年6月30日まで」を「平成22年9月30日まで」に、「平成22年12月31日まで」を「平成23年3月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。
- 2 平成22年8月1日から平成22年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（平成15年7月31日までにプラン1を利用している者に限ります。）からプラン1のコース1（もしくはコース2）からコース3、プラン1のコース1（もしくはコース2）からコース4、またはコース3からコース4への品目などの変更の申し込みがあった場合は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）1（適用）(6)に規定する額に28,350円を適用し、かつ料金表第4表（事務手数料）2（料金額）(1)の(イ)に代えて0円を適用します。その変更した光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月から起算して1年間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する変更後の光ファイバーアクセスサービスの基本額から600円を減額して適用します。

(注1) 第15条（利用の休止）に規定する利用休止の適用を受けている場合、または第18条（契約者回線の移転など）に規定する移転などの請求をしている場合は、この附則2については適用しません。

(注2) この附則2に規定する適用を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者が第15条（利用の休止）に規定する利用休止の適用を受ける場合、または第18条（契約者回線の移転など）に規定する移転などに伴って光ファイバーアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じた場合があっても、その期間は、附則2に規定する1年間の減額期間に含むものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。
- 2 平成22年9月1日から平成22年10月31日までの間に、PHSデータ通信サービス契約者（e oパックAまたはe oパックBを利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいてPHSデータ通信サービス契約を解約し、光ファイバーアクセスサービス契約（プランの1コース1またはプラン5のコース1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成23年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用し、かつ、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）(1)の(ア)に規定する額に0円を適用します。また、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月から6カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用し

ます。

(注) この附則2に規定する適用を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者が第15条(利用の休止)に規定する利用休止の適用を受ける場合、または第18条(契約者回線の移転など)に規定する移転などに伴って光ファイバーアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じた場合があっても、その期間は、附則2に規定する6カ月間の減額期間に含むものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
- 2 平成22年10月1日から平成22年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成23年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)は、当社は、料金表第3表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成22年10月1日から平成22年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)、PHSデータ通信サービス契約者(eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。)、eoADSL契約者またはeo光ネット【マンションタイプ】の契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成23年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。
- 4 平成22年10月1日から平成22年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(平成15年7月31日までにプラン1を利用している者に限ります。)からプラン1のコース1(もしくはコース2)からコース3、プラン1のコース1(もしくはコース2)からコース4、またはコース3からコース4への品目などの変更の申込があった場合は、当社は、料金表第3表(工事に関する費用)1(適用)(6)に規定する額に28,350円を適用し、かつ料金表第4表(事務手数料)2(料金額)(1)の(1)に代えて0円を適用します。その変更した光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月から起算して1年間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)に規定する変更後の光ファイバーアクセスサービスの基本額から600円を減額して適用します。

(注1) 第15条(利用の休止)に規定する利用休止の適用を受けている場合、または第18条(契約者回線の移転など)に規定する移転などの請求をしている場合は、この附則4については適用しません。

(注2) この附則4に規定する適用を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者が第15条(利用の休止)に規定する利用休止の適用を受ける場合、または第18条(契約者回線

の移転など)に規定する移転などに伴って光ファイバーアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じた場合があっても、その期間は、附則4に規定する1年間の減額期間に含むものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。
- 2 平成22年11月1日からPHSデータ通信サービス契約者(eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。)より、当社が別に定める方法並びに条件に基づいてPHSデータ通信サービス契約を解約し、光ファイバーアクセスサービス契約(プランの1コース1またはプラン5のコース1に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、当社は、料金表第3表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に0円を適用し、かつ、料金表第4表(事務手数料)2(料金額)(1)の(ア)に規定する額に0円を適用します。また、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月から6カ月間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。

(注) この附則2に規定する適用を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者が第15条(利用の休止)に規定する利用休止の適用を受ける場合、または第18条(契約者回線の移転など)に規定する移転などに伴って光ファイバーアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じた場合があっても、その期間は、附則2に規定する6カ月間の減額期間に含むものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。
- 2 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成23年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、当社は、料金表第3表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)、PHSデータ通信サービス契約者(eoパックAまたはeoパックBを利用している者に限ります。)、eoADSL契約者またはeo光ネット【マンションタイプ】の契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成23年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、その光ファイバ

ーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。

4 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。

5 平成22年12月1日から平成23年2月28日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者

から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

(注) この附則4において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則5においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この附則4および附則5は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成22年12月28日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

2 平成23年3月1日から平成23年5月10日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービス

の提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

3 平成23年3月1日から平成23年5月10日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（e oパックAまたはe oパックBを利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。

4 平成23年3月1日から平成23年4月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年10月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。

5 平成23年3月1日から平成23年4月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者

から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年10月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

（注）この附則4において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則5においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この附則4および附則5は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年5月11日から実施します。
- 2 平成23年3月1日改正規定の附則2および附則3中「平成23年5月10日まで」を「平成23年7月31日まで」に、「平成23年11月30日まで」を「平成24年1月31日まで」に改めま

す。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。
 - 2 平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
 - 3 平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、PHSデータ通信サービス契約者（e oパックAまたはe oパックBを利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。
 - 4 平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（平成17年7月31日までにプラン1を利用している者に限ります。）からプラン1のコース1（もしくはコース2）からコース3、プラン1のコース1（もしくはコース2）からコース4、またはコース3からコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその変更した光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）1（適用）(6)に規定する額に28,350円を適用し、かつ料金表第4表（事務手数料）2（料金額）(1)の(イ)に代えて0円を適用します。その変更した光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月から起算して1年間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1(1)に規定する変更後の光ファイバーアクセスサービスの基本額から600円を減額して適用します。
- (注1) 第15条（利用の休止）に規定する利用休止の適用を受けている場合、または第18条（契約者回線の移転など）に規定する移転などの請求をしている場合は、この附則4については適用しません。

(注2) この附則4に規定する適用を受けた光ファイバーアクセスサービス契約者が第15条(利用の休止)に規定する利用休止の適用を受ける場合、または第18条(契約者回線の移転など)に規定する移転などに伴って光ファイバーアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じた場合があっても、その期間は、附則4に規定する1年間の減額期間に含むものとします。

- 5 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。
- 6 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。
- 7 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。
- 8 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則5の規定を準用するものとし

ます。

9 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者

から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

10 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者

から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

(注) この附則5、附則6および附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9および附則10においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
- 2 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。

3 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者

から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則2の規定を準用するものとします。

（注1）この附則2において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則3においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注2）この附則2において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則2は適用されないものとします。また、この附則3においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この附則3は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
- 2 平成23年8月1日改正規定の附則2中「平成23年10月31日まで」を「平成24年1月31日まで」に、「平成24年4月30日まで」を「平成24年7月31日まで」に改めます。
- 3 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。
- 4 平成23年11月1日から平成24年2月29日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、

料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。

5 平成23年11月1日から平成24年2月29日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。

6 平成23年11月1日から平成24年2月29日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者

から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

7 平成23年11月1日から平成24年2月29日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者

から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則5の規定を準用するものとします。

（注1）この附則4、附則5において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則6、附則7においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注2）この附則4、附則5において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則4、附則5は適用されないものとします。また、この附則6、附則7においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この附則6、附則7は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年12月14日から実施します。
- 2 第1表(料金)1(適用)(8)に規定する長期継続利用申出期間に係る料金の適用については、平成24年2月1日から実施します。
- 3 この附則2に規定する長期継続利用申出については、平成23年12月14日から受付を開始するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年12月22日から実施します。
- 2 平成23年12月22日から平成24年5月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
(注1) この附則2において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月17日から実施します。
- 2 平成24年1月17日から平成24年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、提供を開始した日の属する月およびその翌月を含む12カ月間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月を含む12カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。
(注1) この附則2の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が1,000円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。
(注2) 平成24年1月17日から平成24年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契

約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合、この附則2は適用されないものとします。

また、平成24年1月17日から平成24年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合においても、この附則2は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
- 2 平成24年2月1日から平成24年4月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成24年2月1日から平成24年4月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約の契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成24年2月1日から平成24年4月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が

1,000円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成24年2月1日から平成24年4月1日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合、この附則4は適用されないものとします。

また、平成24年2月1日から平成24年4月1日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合においても、この附則4は適用されないものとします。

(最低利用期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合の料金の適用に関する経過措置)

- 5 平成24年1月31日までに、光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みをおこなっている場合で、平成24年2月1日以降で第14条（最低利用期間）に規定する期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合は、第40条（利用料の支払義務）および料金表通則の規定にかかわらず、光ファイバーアクセスサービス契約の解除した日の属する料金月の翌料金月から残余の期間（月数）とし、残余の期間（月数）に2,955円を乗じた金額と料金表第1表（6）（最低利用期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除などがあった場合の料金の適用）に規定する額のいずれか少ない方を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

(継続利用申出期間に係る料金の適用に定める期間内に光ファイバーアクセスサービス契約の解除があった場合の料金の適用に関する経過措置)

- 6 平成24年1月31日までに、光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みをおこなっている場合で、かつ、料金表第1表（料金）1（適用）(7) 継続利用申出期間に係る料金の適用をされている場合は、この附則5に規定する金額に1,200円を加算した料金額と料金表第1表（7）（継続利用申出期間に係る料金の適用）工の表に規定する額のいずれか少ない方を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
- 2 平成24年3月1日から平成24年5月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年10月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、

料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

3 平成24年3月1日から平成24年5月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年10月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成24年3月1日から平成24年5月1日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年10月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則2の規定を準用するものとします。

5 平成24年3月1日から平成24年5月1日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成24年10月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則3の規定を準用するものとします。

(注1) この附則2、附則3において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則4、附則5においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則2、附則3において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則2、附則3は適用されないものとします。また、この附則4、附則5においては、当該e

o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この附則4、附則5は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。
- 2 平成24年2月1日改正規定の附則2中「平成24年4月1日まで」を「平成24年5月31日まで」に、「平成24年9月30日まで」を「平成24年11月30日まで」に改めます。
- 3 平成24年2月1日改正規定の附則3中「平成24年4月1日まで」を「平成24年5月31日まで」に、「平成24年9月30日まで」を「平成24年11月30日まで」に改めます。
- 4 平成24年2月1日改正規定の附則4中「平成24年4月1日まで」を「平成24年5月31日まで」に、「平成24年9月30日まで」を「平成24年11月30日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年5月2日から実施します。
- 2 平成24年3月1日改正規定の附則2中「平成24年5月1日まで」を「平成24年7月1日まで」に、「平成24年10月31日まで」を「平成24年12月31日まで」に改めます。
- 3 平成24年3月1日改正規定の附則3中「平成24年5月1日まで」を「平成24年7月1日まで」に、「平成24年10月31日まで」を「平成24年12月31日まで」に改めます。
- 4 平成24年3月1日改正規定の附則4中「平成24年5月1日まで」を「平成24年7月1日まで」に、「平成24年10月31日まで」を「平成24年12月31日まで」に改めます。
- 5 平成24年3月1日改正規定の附則5中「平成24年5月1日まで」を「平成24年7月1日まで」に、「平成24年10月31日まで」を「平成24年12月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
- 2 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o A D S L契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約の契約者からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契

約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 4 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が

1,000円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。

また、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

- 5 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月2日から実施します。
- 2 平成24年5月2日改正規定の附則2中「平成24年7月1日まで」を「平成24年9月30日まで」に、「平成24年12月31日まで」を「平成25年3月31日まで」に改めます。
- 3 平成24年5月2日改正規定の附則3中「平成24年7月1日まで」を「平成24年9月30日まで」に、「平成24年12月31日まで」を「平成25年3月31日まで」に改めます。
- 4 平成24年5月2日改正規定の附則4中「平成24年7月1日まで」を「平成24年9月30日まで」に、「平成24年12月31日まで」を「平成25年3月31日まで」に改めます。
- 5 平成24年5月2日改正規定の附則5中「平成24年7月1日まで」を「平成24年9月30日まで」に、「平成24年12月31日まで」を「平成25年3月31日まで」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年8月24日から実施します。
- 2 平成24年8月24日から平成24年9月30日までの間に当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当該一般放送事業者が別に提供する一般放送の受信契約の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。
- 2 平成24年9月1日から、料金表第1表（料金）に規定する品目がプラン1のコース3およびプラン5のコース3の光ファイバーアクセスサービス契約申込の受付は行いません。
- 3 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 4 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o A D S L契約者またはe o 光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に定める一般放送事業者（放送法第2条に規定する者をいいます。）が提供する一般放送の受信契約の契約者から

の紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 5 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) この附則5の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が

1,000円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則5は適用されないものとします。

また、平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則5は適用されないものとします。

- 6 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 7 平成24年9月1日から平成24年10月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース

2、コース3を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

8 平成24年10月1日から料金表に規定する料金については、次表に規定する料金を適用します。

(1) 第1表 料金 1適用 (7) 継続利用申出期間に係る料金の適用

継続して利用する期間	区 分	料金額 (月額)
光ファイバーアクセスサービス契約の提供を承諾した日から起算して、その日を含む料金月から24カ月後の料金月の末日まで	コース1のもの	4,900円
	コース2のもの	5,200円
	コース3のもの	5,200円
	コース4のもの	5,200円
	コース5のもの	3,900円

(1) 第1表 料金 1適用 (8) 長期継続利用申出期間に係る料金の適用 キ

品目	区 分	残余期間		
		36カ月から25カ月	24カ月から13カ月	12カ月から1カ月
100Mbps	コース1のもの	5,400円	3,600円	1,800円
	コース2のもの	5,940円	3,960円	1,980円
200Mbps	コース3のもの	5,940円	3,960円	1,980円
1000Mbps	コース4のもの	5,940円	3,960円	1,980円

(1) 第1表 料金 2料金額 2-1データモードに係るもの 2-1-1基本額

(1) プラン1に係るもの

1契約者回
線ごとに

品 目	区 分	継続契約期間	料金額 (月額)
100Mbps	コース1	12カ月まで	5,000円
		12カ月を超え24カ月まで	4,950円
		24カ月超	4,900円
	コース2	12カ月まで	5,300円
		12カ月を超え24カ月まで	5,250円
		24カ月超	5,200円

	コース5	12 カ月まで	4,000円
		12 カ月を超え 24 カ月まで	3,950円
		24 カ月超	3,900円
200Mbps	コース3	12 カ月まで	5,300円
		12 カ月を超え 24 カ月まで	5,250円
		24 カ月超	5,200円
1000Mbps	コース4	12 カ月まで	5,300円
		12 カ月を超え 24 カ月まで	5,250円
		24 カ月超	5,200円

(5) プラン5に係るもの

1 契約者回
線ごとに

品 目	区 分	継続契約期間	料金額 (月額)
100Mbps	コース1	12 カ月まで	5,000円
		12 カ月を超え 24 カ月まで	4,950円
		24 カ月超	4,900円
	コース2	12 カ月まで	5,300円
		12 カ月を超え 24 カ月まで	5,250円
		24 カ月超	5,200円
	コース5	12 カ月まで	4,000円
		12 カ月を超え 24 カ月まで	3,950円
		24 カ月超	3,900円
200Mbps	コース3	12 カ月まで	5,300円
		12 カ月を超え 24 カ月まで	5,250円
		24 カ月超	5,200円
1000Mbps	コース4	12 カ月まで	5,300円
		12 カ月を超え 24 カ月まで	5,250円
		24 カ月超	5,200円

附 則
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
 - 2 平成24年10月1日から平成24年12月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年6月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
 - 3 平成24年10月1日から平成24年12月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年6月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
 - 4 平成24年10月1日から平成24年12月31日までの間に、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年6月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則2の規定を準用するものとします。
 - 5 平成24年10月1日から平成24年12月31日までの間に、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年6月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則3の規定を準用するものとします。
- (注1) この附則2、附則3において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則4、附則5においては、e o 光

ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則2、附則3において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則2、附則3は適用されないものとします。また、この附則4、附則5においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この附則4、附則5は適用されないものとします。

6 平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

7 平成24年10月1日から平成24年9月1日改正規定の附則4中の条件について、次のとおり改めます。

光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年4月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 この改正規定実施の前に、旧約款に基づき支払い、支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

9 この改正規定実施の前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償などの取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

2 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾

した場合であって、平成25年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、当社は、料金表第3表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に0円を適用します。

3 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者(当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。)からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が

1,000円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。

また、平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

5 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契

約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

（注1）この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 6 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
 - 2 平成18年11月30日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成24年12月1日から平成25年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
 - 3 この附則2が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1、コース2、コース3への品目などの変更の請求が附則2の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。
- （注1）この附則2および附則3において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。
- 4 平成24年12月1日から料金表第1表 2料金額 2-1-2付加機能利用料に規定するホームページ閲覧規制機能の申込の受付は行いません。なお、平成25年3月31日をもってホームページ閲覧規制機能の提供を終了します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
- 2 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建

物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

3 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則2の規定を準用するものとします。

5 平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則3の規定を準用するものとします。

(注1) この附則2、附則3において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則4、附則5においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則2、附則3において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡っ

て、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則2、附則3は適用されないものとします。また、この附則4、附則5においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この附則4、附則5は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。
- 2 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が

1,000円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合、この附則4は適用されないものとします。

また、平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合においても、この附則4は適用されないものとします。

- 5 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 6 平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。
- 2 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバ

ーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 4 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が1,000円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。

また、平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

- 5 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 6 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

- 7 平成20年3月31日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合で

あって、平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

- 8 この附則7が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1、コース2、コース3への品目などの変更の請求が附則7の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

（注1）この附則7および附則8において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 9 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 10 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 11 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年12月31日ま

で当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則9の規定を準用するものとします。

12 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則10の規定を準用するものとします。

(注1) この附則9、附則10において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則11、附則12においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則9、附則10において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9、附則10は適用されないものとします。また、この附則11、附則12においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この附則11、附則12は適用されないものとします。

13 平成25年4月1日から平成25年6月30日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成25年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。
- 2 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提

供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

3 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o A D S L 契約者または e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から12カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が1,000円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

5 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3

表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

6 平成25年7月1日から平成25年9月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

7 平成21年6月30日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成25年7月1日から平成25年9月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

8 この附則7が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1、コース2、コース3への品目などの変更の請求が附則7の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則7および附則8において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

9 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

10 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始し

た場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

11 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則9の規定を準用するものとします。

12 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則10の規定を準用するものとします。

（注1）この附則9、附則10において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則11、附則12においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注2）この附則9、附則10において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9、附則10は適用されないものとします。また、この附則11、附則12においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この附則11、附則12は適用されないものとします。

13 平成25年7月1日から平成25年9月1日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年8月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。
- 2 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた4カ月目については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 5 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3に

についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、（7）に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合、この附則5は適用されないものとします。また、平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合においても、この附則5は適用されないものとします。

6 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

7 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌

暦月および翌々暦月については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

9 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

10 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

（注1）この附則7、附則8において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則9、附則10においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注2）この附則7、附則8において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9、附則10においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

11 平成25年9月2日から平成25年12月1日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

2 平成25年10月1日から平成25年12月1日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

3 平成19年9月30日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成25年10月1日から平成25年12月25日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

4 この附則3が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1、コース2、コース3への品目などの変更の請求が附則3の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

（注1）この附則3および附則4において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月2日から実施します。
- 2 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o A D S L契約者またはe o 光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o 光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であっ

て、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた4カ月目については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

5 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則5は適用されないものとします。また、平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則5は適用されないものとします。

6 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する

額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 7 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 8 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 9 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。
- 10 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

(注1) この附則7、附則8において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則9、附則10においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則7、附則8において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9、附則10においては、当該e o 光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則7、附則8の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、附則3、附則4および附則5については適用されないものとします。

11 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o 光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

12 平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月16日から実施します。
- 2 平成25年12月15日までに光ファイバーアクセスサービス契約者から1のメールアドレスにおいて利用できるメール情報蓄積容量の追加の請求があり、当社がその請求を承諾している場合、過去の請求の内容に関わらず、当該請求のあったメールアドレスにおいて利用することができるメール情報蓄積容量を5GBに変更します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月26日から実施します。
- 2 平成19年12月31日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成25年12月26日から平成26年3月31日までの間に光ファイバーアク

セスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

- 3 この附則2が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1、コース2、コース3への品目などの変更の請求が附則2の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

（注1）この附則2および附則3において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
- 2 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた4カ月目については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた3カ月目ま

でについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 5 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から1,000円を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、(7)に規定する額から1,000円を減額して適用します。

(注1) 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則5は適用されないものとします。また、平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則5は適用されないものとします。

- 6 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 7 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応

じた加算料についても支払を要しません。

8 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

9 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

10 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

(注1) この附則7、附則8において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則9、附則10においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則7、附則8において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9、附則10においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則7、附則8の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、附則3、附則4および附則5については適用されないものとします。

- 11 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
- 12 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
- 2 本改正規定より前の附則中に記載された料金額（各々の附則により本約款に規定する額に代えて適用する料金額、および減額について規定した料金額等）の適用については、これら料金額を1.05で除算した額に適用時点の消費税相当額を加算した額（小数点以下を切り捨てた額とします。）を用いるものとします。
- 3 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 4 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた4カ月目については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 5 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 6 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、附則5の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則4についても適用される場合は、附則4の適用月の翌暦月から9カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から953円（税込額1,029円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、附則5の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則4についても適用される場合は、附則4の適用月の翌暦月から9カ月間については、(7)に規定する額から953円（税込額1,029円）を減額して適用します。
（注1）平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則6は適用されないものとします。また、平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則6は適用されないものとします。
- 7 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
（注1）この附則7において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。
- 8 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始

した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

9 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

10 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

11 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則9の規定を準用するものとします。

（注1）この附則8、附則9において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則10、附則11においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注2）この附則8、附則9において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則10、附則11においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から

6 カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則 8、附則 9 の規定により料金表第 1 表 (料金) 2 (料金額) 2-1-1 (1) または (5) に規定する額に代えて 0 円が適用される期間中は、附則 4、附則 5 および附則 6 については適用されないものとします。

12 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約 (当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。) の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約 (プラン 1 に限ります。) の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成26年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合 (契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。) は、料金表第 4 表 (事務手数料) 2 (料金額) に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。

13 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者 (プラン 1 のコース 1、コース 2、コース 3 またはプラン 5 のコース 1、コース 2、コース 3 を利用している者に限ります。) から、当社が別に定める方法 (オンラインサインアップに限る) 並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース 4 への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第 3 表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて 0 円を適用します。

14 平成20年3月31日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者 (プラン 1 のコース 1、コース 2、コース 3、コース 5 またはプラン 5 のコース 1、コース 2、コース 3、コース 5 を利用している者に限ります。) から、当社が別に定める方法 (オンラインサインアップに限る) 並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース 4 への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第 3 表に規定する工事に関する費用および料金表第 4 表に規定する事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。

15 この附則 14 が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース 1 への品目の変更の請求が附則 14 の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から 3 カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第 3 表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて 0 円を適用します。

(注1) この附則14および附則15において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。
- 2 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約 (プラン 1 またはプラン 5 に限ります。) の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提

供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

- 3 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o A D S L 契約者またはe o 光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o 光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた4カ月目については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 5 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から953円（税込額1,029円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、（7）に規定する額から953円（税込額1,029円）を減額して適用します。
（注1）平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則5は適用されないものとします。また、平成26年7月1

- 日から平成26年8月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合においても、この附則5は適用されないものとします。
- 6 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
- （注1）この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。
- 7 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 8 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 9 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

10 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

(注1) この附則7、附則8において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則9、附則10においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則7、附則8において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9、附則10においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則7、附則8の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、附則3、附則4および附則5については適用されないものとします。

11 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

12 平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

13 平成22年6月30日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成26年7月1日から平成26年8月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当

社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

- 14 この附則13が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則13の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則13および附則14において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。
- 2 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o A D S L契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた4カ月目については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 5 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額から953円(税込額1,029円)を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、(7)に規定する額から953円(税込額1,029円)を減額して適用します。
- (注1) 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあつた場合、この附則4および附則5は適用されないものとします。また、平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあつた場合においても、この附則4および附則5は適用されないものとします。
- 6 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
- (注1) この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。
- 7 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成27年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月から2カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 8 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方

法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する歴月の翌歴月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

9 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

10 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

（注1）この附則7、附則8において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則9、附則10においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注2）この附則7、附則8において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9、附則10においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

（注3）この附則7、附則8の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、附則3、附則4および附則5については適用されないものとします。

11 平成26年9月1日から平成26年9月30日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセス

サービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年3月31日までにすでに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

12 平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

13 平成24年8月31日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

14 この附則13が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則13の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

（注1）この附則13および附則14において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
- 2 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年9月30日までにすでに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
- 2 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o A D S L 契約者またはe o 光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o 光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた4カ月目については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月を含めた3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 5 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から953円（税込額1,029円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、附則4の適用期間終了月の翌暦月から10カ月間、附則3についても適用される場合は、附則3の適用月の翌暦月から9カ月間については、(7)に規定する額から953円（税込額1,029円）を減額して適用します。
(注1) 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に既に利用を開始している光ファイ

バーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあった場合、この附則4および附則5は適用されないものとします。また、平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあった場合においても、この附則4および附則5は適用されないものとします。

- 6 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 7 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 8 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 9 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基

づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

- 10 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年8月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

(注1) この附則7、附則8において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則9、附則10においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則7、附則8において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9、附則10においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則7、附則8の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、附則3、附則4および附則5については適用されないものとします。

- 11 平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

- 12 平成24年11月30日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成26年12月1日から平成27年2月1日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

- 13 この附則12が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバー

アクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則12の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則12および附則13において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
- 2 平成27年1月1日から平成28年3月31日までの間に、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第4表（事務手数料）2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年2月2日から実施します。
- 2 平成27年2月2日から平成27年3月29日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成27年2月2日から平成27年3月29日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成27年2月2日から平成27年3月29日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約

(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額から2,000円(税込額2,160円)を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、(7)に規定する額から2,000円(税込額2,160円)を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が2,000(税込額2,160円)円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成27年2月2日から平成27年3月29日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成27年2月2日から平成27年3月29日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

5 平成27年2月2日から平成27年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

6 平成27年2月2日から平成27年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成27年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

7 平成27年2月2日から平成27年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法

(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する歴月の翌歴月から3カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成27年2月2日から平成27年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

9 平成27年2月2日から平成27年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

(注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条(利用停止)の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条(サービス提供の停止)またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条(サービス提供の停止)の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、附則3および附則4については適用されないものとします。

10 平成27年2月2日から平成27年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサイン

アップに限る)並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

11 平成25年2月1日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成27年2月2日から平成27年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

12 この附則11が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則11の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則11および附則12において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年3月2日から実施します。
- 2 平成27年3月2日から平成27年9月30日までの間に当社が別に提供するインターネット接続サービス(当社が別に定めるe o A D S Lサービスとします。)の契約者から、当社が定める方法および条件に基づき、当該契約の解除の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、料金表第4表(事務手数料)2(料金額)に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
- 3 平成27年3月2日から平成27年12月31日までの間に当社が別に提供するインターネット接続サービス(当社が別に定めるK I S w e bインターネット接続サービスとします。)の契約者から、当社が定める方法および条件に基づき、当該契約の解除の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年6月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、料金表第4表(事務手数料)2(料金額)に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年3月30日から実施します。

- 2 平成27年3月30日から平成27年5月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成27年3月30日から平成27年5月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o ADSL契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成27年3月30日から平成27年5月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から2,000円（税込額2,160円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、（7）に規定する額から2,000円（税込額2,160円）を減額して適用します。
- (注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が2,000（税込額2,160円）円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。
- (注2) 平成27年3月30日から平成27年5月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成27年3月30日から平成27年5月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース

5は除きます。)の申し込みがあった場合においても、この附則4は適用されないものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
- 2 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
(注1) この附則2において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。
- 3 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 5 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供

に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則3の規定を準用するものとします。

- 6 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年11月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則4の規定を準用するものとします。

(注1) この附則3、附則4において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則5、附則6においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則3、附則4において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則5、附則6においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則3、附則4の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

- 7 平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

- 8 平成26年3月31日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

- 9 この附則8が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則8の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を

適用します。

(注1) この附則 8 および附則 9 において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません

- 10 平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に提供する一般放送の受信契約（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約（プラン 1 に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、料金表第 4 表（事務手数料） 2（料金額）に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて 0 円を適用します。
- 11 平成28年1月31日をもって、光ファイバーアクセスサービスの通信モードがボイスモードのもの、および映像情報伝送機能を終了します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。
- 2 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン 1 またはプラン 5 に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年1月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第 3 表（工事に関する費用） 2（工事費の額）(1)に規定する額に 0 円を適用します。
- 3 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン 1 またはプラン 5 を利用している者に限ります。）、e o ADSL 契約者または e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定める e o 光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン 1 またはプラン 5 に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年1月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第 1 表（料金） 2（料金額） 2 - 1 - 1（1）または（5）に規定する額に代えて 0 円を適用します。なお、プラン 1 のコース 5 またはプラン 5 のコース 5 の場合は、料金表第 1 表（料金） 2（料金額） 2 - 1 - 1 の 2 に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン 1 またはプラン 5 に限ります。ただしコース 5 は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年1月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受

領した場合も含まれます。)は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額から2,000円(税込額2,160円)を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、(7)に規定する額から2,000円(税込額2,160円)を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が2,000(税込額2,160円)円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあった場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあった場合においても、この附則4は適用されないものとします。

5 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

6 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年1月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

7 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年1月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始し

た場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する歴月の翌歴月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年1月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

9 平成27年6月1日から平成27年7月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年1月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

(注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成27年6月1日から平成27年8月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

- 11 平成26年5月31日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成27年6月1日から平成27年8月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
- 12 この附則11が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則11の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。
- (注1) この附則11および附則12において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
- 2 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成27年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o A D S L契約者またはe o光ネット【マンションタイプ】の契約者もしくは当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、

当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から2,000円（税込額2,160円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、（7）に規定する額から2,000円（税込額2,160円）を減額して適用します。

（注1）この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が2,000（税込額2,160円）円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

（注2）平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

5 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

（注1）この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

6 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成28年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

7 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建

物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する歴月の翌歴月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

9 平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

(注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

- 2 平成27年9月1日から平成27年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。
- 3 平成26年8月31日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成27年9月1日から平成27年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
- 4 この附則3が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則3の適用により品目の変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。
(注1) この附則3および附則4において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。
- 2 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始

した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。) については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 4 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額から2,000円(税込額2,160円)を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、(7)に規定する額から2,000円(税込額2,160円)を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が2,000(税込額2,160円)円を下回る場合は、その日割りした料金額を割引額の上限とします。

(注2) 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

- 5 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 6 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であつて、平成28年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。)、その移転

後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌歴月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

7 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌歴月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

9 平成27年10月1日から平成27年11月30日までの間に、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

（注1）この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注2）この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o 光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセス

サービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成27年10月1日から平成28年3月31日までの間に当社が別に提供する一般放送の受信契約の契約者が、当該契約を解除して、当社が別に定める方法および条件に基づき当社が別に提供する一般放送の受信契約(当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。)の申し込みと同時に光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)は、料金表第4表(事務手数料)2(料金額)に規定する契約事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。
- 2 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)は、当社は、料金表第3表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者(当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。)からの紹介(既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。)により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月(ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。)については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受

領した場合も含まれます。)は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額から下表に定める料金額を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(1) プラン1にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円(税込額1,080円)
1000Mbps	コース4	2,000円(税込額2,160円)

(2) プラン5にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円(税込額1,080円)
1000Mbps	コース4	2,000円(税込額2,160円)

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。

(注2) 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあった場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。)の申し込みがあった場合においても、この附則4は適用されないものとします。

(注3) この附則4の適用期間中にコース1とコース4の間の変更にかかる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から変更後のコースに応じた料金額を減額して適用します。

5 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

6 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合で

あって、平成28年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

7 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

9 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

（注1）この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

（注2）この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則

8、附則9においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1のコース1、コース2、コース3またはプラン5のコース1、コース2、コース3を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

11 平成26年11月30日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成27年12月1日から平成28年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者(プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。)から、当社が別に定める方法(オンラインサインアップに限る)並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

12 この附則11が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則11の適用により品目に変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則11および附則12において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月に於いて複数の請求を行うことはできません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

2 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります。)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。)は、当社は、料金表第3表(工事に関する費用)2(工事費の額)(1)に規定する額に0円を適用します。

- 3 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から下表に定める料金額を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(1) プラン1にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円（税込額1,080円）
1000Mbps	コース4	2,000円（税込額2,160円）

(2) プラン5にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円（税込額1,080円）
1000Mbps	コース4	2,000円（税込額2,160円）

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。

(注2) 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成28年2月1

日から平成28年3月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合においても、この附則4は適用されないものとします。（注3）この附則4の適用期間中にコース1とコース4の間の変更にかかる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から変更後のコースに応じた料金額を減額して適用します。

5 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

（注1）この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

6 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

7 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年9月30日まで

に当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則 6 の規定を準用するものとします。

- 9 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則 7 の規定を準用するものとします。

(注1) この附則 6、附則 7 において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則 8、附則 9 においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則 6、附則 7 において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則 8、附則 9 においては、当該e o 光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則 6、附則 7 の規定により料金表第 1 表（料金）2（料金額）2 - 1 - 1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

- 10 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン 1 のコース 1、コース 2、コース 3 またはプラン 5 のコース 1、コース 2、コース 3 を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、同一プランにおいてコース 4 への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第 3 表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

- 11 平成27年1月31日までに光ファイバーアクセスサービスの利用を開始している場合であって、平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン 1 のコース 1、コース 2、コース 3、コース 5 またはプラン 5 のコース 1、コース 2、コース 3、コース 5 を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース 4 への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第 3 表に規定する工事に関する費用および料金表第 4 表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

- 12 この附則 11 が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース 1 への品目の変更の請求が附則 11 の適用により品目に変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請

求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則11および附則12において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
- 2 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から下表に定める料金額を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(1) プラン1にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円（税込額1,080円）

1000Mbps	コース4	2,000円（税込額2,160円）
----------	------	-------------------

(2) プラン5にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円（税込額1,080円）
1000Mbps	コース4	2,000円（税込額2,160円）

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額しません。

(注2) 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合においても、この附則4は適用されないものとします。

(注3) この附則4の適用期間中にコース1とコース4の間の変更にかかる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から変更後のコースに応じた料金額を減額して適用します。

5 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

6 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

7 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建

物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する歴月の翌歴月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

9 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成28年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

(注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにお

いてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

- 11 この附則10が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則10の適用により品目に変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則10および附則11において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月に於いて複数の請求を行うことはできません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。
- 2 本改正規定より前の附則中「料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(1)」を「料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(1)（ア）」に、「料金表第3表に規定する工事に関する費用」を「料金表第3表（工事に関する料金）2（工事費の額）(カ)」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
- 2 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金

表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 4 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から下表に定める料金額を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(1) プラン1にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円（税込額1,080円）
1000Mbps	コース4	2,000円（税込額2,160円）

(2) プラン5にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円（税込額1,080円）
1000Mbps	コース4	2,000円（税込額2,160円）

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。

(注2) 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

(注3) この附則4の適用期間中にコース1とコース4の間の変更にかかる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から変更後のコースに応じた料金額を減額して適用します。

- 5 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の

請求を行うことはできません。

- 6 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
 - 7 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
 - 8 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。
 - 9 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年3月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。
- (注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o光ネ

ット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成28年7月1日から平成28年9月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

11 この附則10が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則10の適用により品目に変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則10および附則11において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。
- 2 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込

みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 4 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から下表に定める料金額を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(1) プラン1にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円（税込額1,080円）
1000Mbps	コース4	2,000円（税込額2,160円）

(2) プラン5にかかるもの

品目	区分	減額する料金額
100Mbps	コース1	1,000円（税込額1,080円）
1000Mbps	コース4	2,000円（税込額2,160円）

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。

(注2) 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。ただしコース5は除きます。）の申し込みがあった場合においても、この附則4は適用されないものとします。

(注3) この附則4の適用期間中にコース1とコース4の間の変更にかかる品目などの変更

の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から変更後のコースに応じた料金額を減額して適用します。

- 5 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

（注1）この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 6 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 7 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

- 8 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

- 9 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件

に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

(注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o 光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

11 この附則10が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則10の適用により品目に変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則10および附則11において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。
- 2 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、

当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

3 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間において、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定するコース4の料金額について、2,000円（税込額2,160円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。

(注2) 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

(注3) この附則4の適用期間中にコース4以外の品目からコース4への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から料金額を減額して適用します。

5 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

6 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌歴月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

7 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌歴月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

8 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年7月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。

9 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年7月31日まで

に当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

(注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o 光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

11 この附則10が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則10の適用により品目に変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則10および附則11において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

12 本改正規定の実施日において、eoIDを保有する光ファイバーアクセスサービス契約者については、同日をもってeoID利用規約を適用します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。
- 2 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、

当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

3 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間において、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定するコース4の料金額について、2,000円（税込額2,160円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。

(注2) 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。

(注3) この附則4の適用期間中にコース4以外の品目からコース4への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から料金額を減額して適用します。

- 5 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。
- (注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。
- 6 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 7 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 8 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年9月30日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。
- 9 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年9月30日まで

に当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

(注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o 光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成29年2月1日から平成29年3月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用および料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

11 この附則10が適用された光ファイバーアクセスサービス契約者から当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース1への品目の変更の請求が附則10の適用により品目に変更された日の属する月の翌月から3カ月以内にあり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第3表に規定する工事に関する費用に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則10および附則11において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。
- 2 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます。）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。

- 3 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送の受信契約者（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします。）からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります。）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします。）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 4 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間において、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定するコース4の料金額について、2,000円（税込額2,160円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。
- (注1) この附則4の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。
- (注2) 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあつた場合、この附則4は適用されないものとします。また、平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります。）の申し込みがあつた場合においても、この附則4は適用されないものとします。
- (注3) この附則4の適用期間中にコース4以外の品目からコース4への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から料金額を減額して適用します。
- 5 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、同一プランにおいてコ

ース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則5において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

- 6 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 7 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。
- 8 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則6の規定を準用するものとします。
- 9 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成29年12月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含まれます。）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金

については、附則7の規定を準用するものとします。

(注1) この附則6、附則7において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則8、附則9においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則6、附則7において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則8、附則9においては、当該e o 光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則6、附則7の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

10 平成29年4月1日から平成29年6月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1、コース2、コース3、コース5またはプラン5のコース1、コース2、コース3、コース5を利用している者に限ります。）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則10において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
- 2 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります）、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送（当社が別に定めるe o 光テレビサービスとします）の受信契約者からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始している契約者からの紹介に限ります）により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属

する暦月の翌暦月（ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします）については、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間において、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定するコース4の料金額について、2,000円（税込額2,160円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

5 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります）および当社が別に提供するeo電気の契約の申し込みが同時に行われ（当社が光ファイバーアクセスサービスの提供を開始するまでの間に、eo電気の契約の追加申込が行われた場合も含みます）、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）は、当社がeo電気の供給を開始した日の属する月の翌月から12カ月間において、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額から500円（税込額540円）を減額して適用します。なお、料金表第1表（料金）1（適用）の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(注1) この附則4および附則5の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額（附則4および附則5がともに適用される場合は、それぞれの規定により減額する料金額の合計額）を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。

(注2) 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります）の申し込みがあつた場合、この附則4および附則5は適用されないものとします。また、平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があつて、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります）の申し込みがあつた場合においても、この附則4および附則5は適用されないものとします。

(注3) この附則4の適用期間中にコース4以外の品目からコース4への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から料金額

を減額して適用します。

(注4) この附則5の適用期間中にeo電気の契約が解除された場合は、当該解除月の翌日より減額の適用を終了します。

6 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

7 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払いを要しません。

8 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払いを要しません。

9 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、eo光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

10 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に、eo光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基

づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年2月28日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

(注1) この附則7および附則8において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則9および附則10においては、e o光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則7および附則8において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9および附則10においては、当該e o光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則7および附則8の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

11 平成29年7月1日から平成29年8月31日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1もしくはコース5またはプラン5のコース1もしくはコース5を利用している者に限ります）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則11において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。
- 2 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります）の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）は、当社は、料金表第3表（工事に関する費用）2（工事費の額）(1)に規定する額に0円を適用します。
- 3 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限ります）、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者または当社が別に提供する一般放送（当社が別に定めるe o光テレビサービスとします）の受信契約者からの紹介（既に当社が当該サービスの提供を開始してい

る契約者からの紹介に限ります)により、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます)は、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌暦月(ただし、その光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、提供を開始した日の属する暦月とします)については、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払を要しません。

4 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります)の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます)は、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間において、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定するコース4の料金額について、2,000円(税込額2,160円)を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

5 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります)および当社が別に提供するeo電気の契約の申し込みが同時に行われ(当社が光ファイバーアクセスサービスの提供を開始するまでの間に、eo電気の契約の追加申込が行われた場合も含みます)、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合(契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます)は、当社がeo電気の供給を開始した日の属する月の翌月から12カ月間において、料金表第1表(料金)2(料金額)2-1-1(1)または(5)に規定する額から500円(税込額540円)を減額して適用します。なお、料金表第1表(料金)1(適用)の(7)継続利用申出期間に係る料金の適用を受ける場合においても、提供を開始した日の属する月およびその翌月から11カ月間については、同額を減額して適用します。

(注1) この附則4および附則5の適用については、提供を開始した日の属する月においては、日割りした料金額が減額する料金額(附則4および附則5がともに適用される場合は、それぞれの規定により減額する料金額の合計額)を下回る場合は、その日割りした料金額を上限として減額します。

(注2) 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約があって、当該光ファイバーアクセスサービスの契約を解除して、その解除した光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約(プラン1またはプラン5に限ります)の申し込みがあった場合、この附則4および附則5は適用されないものとします。また、平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に既に利用を開始している光ファイバーアクセスサービスの契約が

あって、当該光ファイバーアクセスサービスと同一設置場所に新たに光ファイバーアクセスサービス契約（プラン1またはプラン5に限ります）の申し込みがあった場合においても、この附則4および附則5は適用されないものとします。

(注3) この附則4の適用期間中にコース4以外の品目からコース4への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その変更が適用された日の属する月の翌月から料金額を減額して適用します。

(注4) この附則5の適用期間中にeo電気の契約が解除された場合は、当該解除月の翌日より減額の適用を終了します。

6 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限り）から、同一プランにおいてコース5に関わる品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則6において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。

7 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限り）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から2カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払いを要しません。

8 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に、光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1またはプラン5を利用している者に限り）から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、住所変更を伴う家屋または建物などの移転に伴う契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）で、かつその移転の請求日から起算して移転先の契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、その移転後の光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した日の属する暦月の翌月から3カ月目までについては、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円を適用します。なお、プラン1のコース5またはプラン5のコース5の場合は、料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1の2に規定する情報通信量に応じた加算料についても支払いを要しません。

9 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に、e o光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年5月31日まで

に当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則7の規定を準用するものとします。

10 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に、e o 光ネット【マンションタイプ】の契約者から、当社が別に定める方法（オンラインサインアップに限る）並びに条件に基づいて、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成30年5月31日までに当社がその光ファイバーアクセスサービスの提供を開始した場合（契約者回線の提供に係る工事の承諾を受領した場合も含みます）で、かつその申し込みから契約者回線に係る工事の完了希望日までが2カ月以上の場合、当該光ファイバーアクセスサービスの料金については、附則8の規定を準用するものとします。

(注1) この附則7および附則8において、光ファイバーアクセスサービス契約約款に規定する第34条（利用停止）の適用を受けている場合、この附則9および附則10においては、e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約に規定する第16条（サービス提供の停止）またはe o 光ネット【マンションタイプ】所属会員に規定する第13条（サービス提供の停止）の適用を受けている場合は、この当該附則は適用されないものとします。

(注2) この附則7および附則8において、移転の請求を行う契約者回線の移転希望日から遡って、6カ月以内に当該契約者回線の住所変更を伴う移転をおこなっていた場合、この附則9および附則10においては、当該e o 光ネット【マンションタイプ】の提供を開始した日から6カ月以内である場合、転居に伴い転居後の家屋または建物などでの光ファイバーアクセスサービス契約の申し込みであっても、この当該附則は適用されないものとします。

(注3) この附則7および附則8の規定により料金表第1表（料金）2（料金額）2-1-1（1）または（5）に規定する額に代えて0円が適用される期間中は、この約款の附則に定めるその他の月額利用料の減額規定は適用されないものとします。

11 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間に光ファイバーアクセスサービス契約者（プラン1のコース1もしくはコース5またはプラン5のコース1もしくはコース5を利用している者に限り）から、当社が別に定める方法並びに条件に基づいて、当該光ファイバーアクセスサービスについて、同一プランにおいてコース4への品目などの変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、料金表第4表に規定する事務手数料に規定する額に代えて0円を適用します。

(注1) この附則11において規定する品目などの変更の請求は、同一料金月において複数の請求を行うことはできません。